

投資信託協会 50年の歩み

社団法人 投資信託協会

目 次

I. 投資信託協会の変遷	1
II. 投資信託協会の主な活動	4
III. 投資信託関係年譜	44
IV. 歴代会長	60
V. 会員一覧	61
VI. 投資信託協会の状況	64

I. 投資信託協会の変遷

1. 協会設立と社団法人化

最初に、協会そのものの設立経緯とその後の歩みをみていく。戦後間もない1951年の証券投資信託の発足直後、証券会社が兼業していた委託会社間では、業務の円滑な発展に資するため、各委託会社に共通する諸問題の研究と討議とを目的とした組織を結成しようとする機運が高まった。

同年7月3日、主務官庁の賛同も得て「委託会社打合会」、通称「委託者会」が誕生した。当時の記録によれば、委託者会は設立された当初から「委託者協会」の前身であることが表明されていた。

なお、委託者会においては、幹事を持ち回り方式とし、必要に応じて会議を開催すること等の大綱が決定された。最初の幹事会社は山一証券だった。打合会が発足した当初の記録には次の通りに記載されている。

日時 昭和26年7月3日
出席者 野村証券株式会社
日興証券株式会社
大和証券株式会社
山一証券株式会社

委託会社打合会設立に関する件

投資信託業務の円滑な発達を図るために共通的な事項に関し、今後種々研究を要することもあると思うので、委託会社打合会を設けることに意見一致する。

その具体的方法として次の事項を決定する。

①将来、委託者協会を設立する方針とし、当分の間は持ち廻り幹事制をとり、必要に応じて会議を開くこと。

②7月の幹事は、山一証券株式会社が担当すること。(以下省略)

委託会社打合会は、証券投資信託協会(以下「協会」)が設立されるまでの約6年間、証券投資信託の揺籃期ともいべき時代にあつて、制度上の諸問題の研究とその解決に貢献した。

ただし委託者会は、同業者の集会にすぎないため公共的機関としての性格が明確ではなく、業務の能率的処理に欠ける恐れもあった。

1950年代後半の日本の社会情勢は、資本の蓄積が急務であり、証券投資信託の公共的使命の達成と健全な発達に時代の要請でもあった。こうして1957年5月、関係者の間で委託者会に代わる証券投資信託協会の設立が企図され、同月21日には、委託者会を構成する7社(前述の4社プラス大阪商事、大阪屋証券、大井証券)が協会設立のための準備委員会を結成した。続いて同年6月4日に設立発起人会を開催、7月3日に創立総会を開いた。翌4日に大蔵大臣へ設立許可申請書を提出、同月10日に認可が下され、ここに民法第34条に基づく社団法人証券投資信託協会が発足した。協会の当初の原始定款では、「本会は、証券投資信託の健全な発達を図り、一般投資者による証券投資を促進し、もって国民経済の適切な運営に資することを目的とする」と規定していた。

その後、受益者の保護及び投資信託の健全な発達を図る見地からも公益的な性格を

明確にし、自主規制機能の強化が必要だ、との声が高まった。1967年8月に証券投資信託法が改正されたのを受け、協会の機能として業務規程制定権等が盛り込まれる一方、協会に対する大蔵大臣の監督権も強化された。

協会発足当初の会員は、証券投資信託の委託業務を兼営する証券会社となっていたが、1960年に至り、証券投資信託法制定時から懸案であった証券投資信託委託業者の証券会社からの分離が実現し、更に証券投資信託販売会社の創設が行われたこと等から、会員資格に関する定款改正が数次にわたり行われ、本会の会員は、

- (1) 証券投資信託法による委託会社
- (2) 証券投資信託受益証券の売買その他の取引を常時行う証券会社

となった。

2. 創設以来の抜本的な組織改編の実施

1998年12月の改正証券取引法施行により、銀行等登録金融機関の証券投資信託の募集・販売が認められ、従来からの委託業者と証券会社に加えて登録金融機関も協会会員になり得るようになった。

同時に、証券投資信託法の条文にあった「全国を通じて一個の証券投資信託協会」との文言は、他の公益法人の規定にないとの理由で削除された。この年に協会は金融システム改革法の制定を受けて、創立以来初めて組織の抜本的な整備・充実を図った。その内容は次の通りである。

(1) 会員に関する事項

- ① 会員…委託業者、証券会社、登録金融機関で差を設けない単一の会員組織

(任意加入)。

- ② 入会金…一律500万円に引き下げ。
- ③ 会費…委託業者と販売会社グループごとの配分比率(55:45)を廃止し、各グループの会員数で配分。グループ内では資本金按分を廃止し、純資産と販売額で按分。新たに最低負担額50万円を設定。

(2) 意思決定機関

- ① 総会…全会員が1個の議決権を有する定時総会を、事業計画・予算、事業報告・決算の2回に分け、毎年3月と6月に開催。
- ② 理事…定数は20名以上25名以内に変更。任期は2年に延長。会員会社以外の公益理事枠は廃止。

(3) 協会組織

- ① 委員会制度を廃止し、常設部会として制度部会(総務・企画委員会を統合)、販売広報部会、業務部会(運用・業務委員会を統合)を設置。
- ② 事務局の充実・強化(苦情処理、コンプライアンス部門の要員確保)。

(4) その他

- ① 客員制度の廃止。
- ② 第二特別基金の設置(財団法人資本市場振興財団からの助成金である特別基金とは別に、入会金引き下げに伴い、超過既納額を第二特別基金として積み立て、投資信託業界の発展に資する目的に活用)。

投資信託の運用資産に、有価証券だけでなく不動産も含まれるようになった2000年の投資信託法施行を受けて、協会は名称を「証券投資信託協会」から「投資信託協会」

と改め、設立目的も「投資者の保護を図ると共に、投資信託及び投資法人の健全な発展に資すること」に改めた。また、契約型不動産投資信託の委託者非指図型商品の委託会社となる信託会社等も会員として入会できることとした。

Ⅱ.投資信託協会の主な活動

1. 証券投資信託の制度改善(1961年)

1961年、大蔵省から「証券投資信託制度の改革についての基本的な考え方」として、信託報酬の引き下げ、信託財産への株式組み入れに関する制限、収益分配方式の改訂、信託財産の運用方法の改善等に関する基本的な方向性が示された。これを受けて証券投資信託協会(現・投資信託協会。以下、「協会」という。)では、同年3月以降数回にわたり理事会を開催、問題ごとにその大綱と処理策を検討、一般委員会等の委員会レベルでも討議を行った。

しかし、議論が進むにつれて問題が専門的技術的内容にもわたることが判明したため、更に小委員会を設けて詳細を詰めた。

その結果、同年5月の理事会で「投資信託制度の改革に関する件」を決定、これを協会長から大蔵省へ答申し、大綱が固まった。

協会は引き続き実施細目についても検討を行い、同年11月に細目内容を決定した。

その骨子は、

- ①単位型投資信託の募集手数料制(一口当たり250円)の採用と、信託報酬の引き下げ(信託元本平均残高の年1,000分の18から年1,000分の7へ引き下げられた)
- ②単位型及び追加型投資信託の収益分配方式の改訂
- ③信託財産運用方法の適正化(一発行会社の株式の20%以上を、一委託会社が運用する全信託財産を通じて組み入れないこと、及び信託財産相互間の株式

売買の制限)

の3点である。

2. 投資信託の制度改善に関する要綱

(1966年)

受益者のための投資信託に徹することにより、投資信託の健全な発展を図ることを目的として、1965年8月より制度問題特別委員会を設置し、検討を行うと共に、日本証券経済研究所に研究を委託した。同研究所のレポート「投資信託の在り方」を受けて、協会内で検討を重ねた結果、以下の3項目からなる「投資信託の制度改善に関する要綱」をまとめ、1966年11月の理事会で次の内容を決定した。

- ①委託会社の自主的運用体制の確立。
- ②協会による自主規制の強化。
- ③単位型投資信託制度の改善。

なお、この考え方は1967年の証券投資信託法の改正につながっていくことになった。

3. 議決権の指図に関する実施要綱(1967年)

投資信託が保有する株式に係る議決権の行使は、1967年以前は受託銀行において発行会社に対する白紙委任のかたちで行われてきた。これは、当時の証券投資信託法に議決権行使について明文の規定がなかったという問題の他、受託銀行は2以上の委託会社の投資信託を受託していることが多く、議決権の不統一行使をしなければ、それぞれの委託会社の指図に 대응することができなくなるというおそれがあったからである。しかし、議決権の不統一行使に関する商法改正の気運もあったため、協会は1964年後半より、受益者保護の観点から、委託会社の意志を反映して議決権を行使することに

ついて法制的な問題と手続きの検討を始めた。

1966年、商法改正で議決権の不統一行使が認められた。翌67年、証券投資信託法が改正され、委託会社は信託財産運用の一環として、組入有価証券に関する議決権の行使について受託銀行に指図を行うものとする旨の規定が加えられた。

これを受けて協会は、1967年4月から9回にわたって業務委員会で審議を重ね、同年8月の理事会において「議決権等の指図に関する実施要綱」を決定した。この実施要綱は同年制定の業務規程に盛り込まれた。その要旨は次の通りである。

①委託会社は、信託財産として有する株式に係る議決権の行使については、受託会社ごとに一括して書面で行う。

②委託会社は、受託会社に対し、発行会社ごとに株主総会招集通知書に記載された各議案に対し、次のいずれかの意見表示をする。

イ 議案に対して賛成であること。

ロ 議案に対して反対であること。

ハ 委託会社を代理人として白紙委任すること。

ニ 棄権すること。

なお、証券投資信託は1970年4月より外国株式を組み入れることとなったが、外国株式に係る議決権については、当該国の実状に応じてその指図を行うこととした。

4. 株式投資信託の資金の定着化についての大綱(1969年)

協会は、証券投資信託の更なる発展に資する観点から、1969年8月、総務委員会の下に政策小委員会を設置し、募集・販売の

あり方、追加型投資信託の売買方法等について検討を行った。この結果、同年11月に「株式投信の資金の定着化について」を総務委員会の審議を経た後、理事会において決議した。この主な内容は、追加型株式投信の売買方法や証券外務員の手数料等に関する対応策等である。

売買方法については、売買価格をブラインド方式によって一本化することとし、1970年4月1日から実施することを確認した。外務員関連では、残高に応じた手数料体系を加味する方式を各証券会社で実行することとした等である。

5. 株式投資信託の運用の改善(1971年)

株式投資信託は、本来多数の銘柄に分散投資することで、安全に信託財産の価値を高めるものである。しかるに1968年から69年にかけては一部の電機株を中心とした、いわゆるパフォーマンス運用が横行した。

協会ではこうした事態を打開すべく、運用委員会と業務委員会を中心に改善方法を検討し、1971年2月に具体策を決定、同年4月1日から実施に移した。これにより、おもに大型株で運用する追加型株式投信や単位型株式投信等に関しては、同一銘柄の組入限度を10%から5%に引き下げた。

同時にディスクロージャーの充実も図り、当該ファンドの期中株式売買金額を平均組入株式時価で割った「株式売買高比率」を運用報告書に記載すること等も実施した。

6. 直接解約制度の導入(1975年)

証券投資信託においては長らく受益者が換金しようとする場合には、証券会社に受

益証券を売却する方法がとられてきた。売却益は非課税であるが、買い取った証券会社が信託財産を解約しようとするると所得税が課せられるため、当該所得税相当額を当該受益者の売却代金から差し引くこととしていた(当時、受益者には信託財産を解約することができなかった)。少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用して公社債投資信託を購入した受益者が換金した場合でも所得税相当額が控除されるため、実質的に非課税の恩恵を受けられないことになり、このことが以前から問題になっていた。

1972年1月から公社債投資信託が勤労者財産形成貯蓄(財形貯蓄)の、また、株式投資信託がマル優のそれぞれ対象となることを契機に、あらためてこの問題が提起され、1971年6月以降、受益者が信託財産を解約できる直接解約制度導入について業務委員会及び販売広報委員会を中心に検討した。

その後、本件については制度的な問題を多数包含していたため、1973年9月には総務委員会の下に「直接解約専門委員会」を設置し、直接解約制度導入の制度面及び事務面について集中的に検討を行い、1974年2月に「直接解約の取り扱いについての要旨(案)」を取り纏めた。

その内容は、

- ①受益者の換金手段として、買取制に加えて直接解約制度を導入すること
- ②直接解約制度導入の順序は、当面ニーズの高い公社債投資信託から実施すること

等を骨子とするものだった。関係委員会も了承し、課税上の取り扱いについても関係当局と折衝して、原則的な了解を得ることができた。

こうして公社債投資信託への直接解約制度導入の準備が具体的に進められることとなり、その詳細については別途、実行委員会を設置し、検討を進めた。一方、大蔵省は1975年6月20日に証券投資信託法施行規則の一部改正を、同年7月7日に通達の一部変更をそれぞれ行い、同月21日から公社債投資信託の直接契約制度が実施された。

次いで専門委員会では、株式投資信託への直接解約制度導入についても具体的検討に入った。問題の焦点は、追加型の追加設定価額をどのように扱うかであったが、1976年6月に、マル優の対象となっているファンドは基準価額、対象外のファンドは売買基準価額とする方針を固めた。その後、システム対応等実施時期の調整を図り、同年8月1日から株式投資信託の直接解約制度を実行した。

7. 単位型株式投信の制度改善

(1974年～80年)

1974年の総務委員会で、ファミリーファンドの無制限の是非等をめぐる制度の再検討の必要性が提起され、翌75年3月、ファミリーファンド専門委員会を設置した。

同専門委員会は、投資家のニーズに応えるための商品のあり方、運用並びに販売の仕組みといった原点に立ち返り、改善のための方策を検討し、同年9月、その基本的な考え方をまとめた。これを基に総務委員会は同年12月、ベビーファンドの有期限化(7年)、無手数料乗り換え制度の廃止等を盛り込んだ改善案をまとめ、理事会はこれを決定した。

1979年以降、株式市況の沈滞等の影響を受け、ファミリーファンドは運用成績の不

振、募集量の停滞、解約の増大という局面を迎えた。この対応策として1980年5月、理事会の直屬機関として「投信問題専門委員会」を設置し、制度改善について検討を進めた。専門委員会においては、ベビーファンドの信託期間の短縮(7年から5年)、ベビーファンドへの有価証券の直接組み入れ等を内容とするファミリーファンドの改善案をまとめた。同案は、同年9月の総務委員会の決議を経て、同月開催の理事会において改善要綱として決定された。

1980年5月、スポット型投資信託に従来の手数料外枠制とは異なる内枠制を採用することの是非をめぐる問題が、更に同年6月には、解約時の信託報酬を日割り徴収する案が協会に提起された。

このため、前述した投信問題専門委員会と総務委員会等でこの問題を協議し改善案を策定、同年5月と6月の理事会がこれを了承した。手数料の内枠制と信託報酬の日割り計算の概念は、前述のファミリーファンドの制度改善にも採用された。

8. 設定・解約の平準化と関連施策の検討 (1976年～79年)

1975年頃から、新商品の大量設定によって既存の証券投資信託の大量解約が引き起こされる現象が顕著にあらわれ始め、資金の定着を確保する必要性が生じた。このため、総務委員会は設定・解約の平準化の措置として、1976年以降79年まで自主的に新商品の設定枠を定め、理事会の了承の下に適用した。

その内容は、

- ①1976、77年については、ファミリーファンドの設定額に正比例し、当該委託会

社の解約率に逆比例する方式の新商品設定額規制

- ②1978、79年については、大手4社に対する総枠規制と各社に対する新商品の設定本数規制であった。

1977年の設定枠を決めるに当たっては同年3月、総務委員会及び理事会において、

- ①短期解約防止のための措置
- ②手数料、信託報酬のあり方
- ③追加型投資信託の再発展のための対策
- ④公開販売のあり方

等について検討すべきであるとの方針を決定した。総務委員会は問題の審議を効率的に行う必要性から、4つの分科会を設けて検討作業を分担すると共に、運用、業務、販売広報の各委員会でも審議した。各分科会及び関係委員会の検討結果は1977年10、11月の総務委員会に報告、総務委員会はこれらの提言を「投資信託の制度・運営上の基本問題について」としてまとめ、理事会へ提出し、理事会はこれを了承した。

1979年に適用する設定枠は、1978年12月の総務委員会及び1979年1月の理事会で決定をみた。その際、証券投資信託の運営上の問題、すなわち委託会社の役員人事の自立化、受益証券の公開販売の促進と組入株式の委託発注の分散、単位型投資信託の信託報酬の日々計上及び償還による無手数料乗り換え等の諸問題を検討すべきことが併せて決議された。このうち役員人事の自立化問題は、1979年1月から3月にかけて委託会社社長会が中心に検討を進め、同年4月の理事会で自立化に関するルールを決定した。

受益証券の公開販売の促進と組入株式の

委託発注の分散は、運用及び販売広報委員会が検討、また、単位型投資信託の日々計上問題は業務委員会が検討し、実施方法を総務委員会へ報告した。なお、1980年以降は設定量が減少したことから、総枠規制はとらないこととした。

9. 追加型株式投信の制度の合理化

(1979年～81年)

総務委員会は1973年2月以降、専門委員会を設置し、追加型株式投信の手数料の前取り一本化と定率制採用について検討を加え、1975年2月に「株式オープンの変額手数料の合理化(案)」をまとめたが、実現をみるまでには至らなかった。

その後、1978年12月の理事会で再度、追加型株式投信の変額手数料制度を改善する必要があるとの意見が取り上げられ、販売広報委員会を中心に具体案の検討を行った。1979年8月、「株式オープンの変額手数料制度の改正等について」がまとめられ、同年11月の総務委員会及び理事会の了承の下に、手数料の定率制が実現をみた。

前述の手数料問題と併せ、運用、業務、販売広報の各委員会は、年2回決算ファンドを年1回とすることの是非、強制償還の規定を設けることの是非についても検討したものの合意が得られず、79年10月をもって一応その審議を終了した。

1980年10月、再び追加型株式投信の改善問題を総務委員会で取り上げ検討を行い、1981年4月、「追加型株式投信の改善について」を取り纏め、理事会決定ののち、同年6月から実施に移した。

その内容は次の通りである。

①商品性格を明確化し、運用面、販売面

で活用する。

②ファンド数を削減し、販売するファンドを絞る。

③ファンドの決算期を1年とし、信託報酬率を引き下げる。

④販売手数料を引き下げる。

10. 長期公社債投信の制度改正(1982年)

総務委員会は1980年3月から、公社債投資信託(長期公社債投信)について、商品魅力の向上を図り、その発展に資する方策の検討を開始、1982年9月に手数料の引き下げと信託報酬の引き上げ、信託財産留保額の廃止等を骨子とする「公社債投資信託の改善(案)」をまとめ、同月開催の理事会で決定した。

11. 中期国債ファンドの健全化対策

(1984年)

総務委員会は、中期国債ファンドの貯蓄型商品としての基本的性格を維持し、将来にわたって着実な成長を図るため、1984年7月、「中期国債ファンドの募集について」とした改善策をまとめた。その内容は、個人資金を中心とした安定資金の導入を促進し、法人等の一時的な大量資金の流入を極力抑制すると共に、運用面においてファンド資産の流動性に配慮しつつ、収益力の確保に万全を期することを柱とする健全化措置であった。

12. 投資信託受益証券の代用有価証券化対策

(1986年)

今後の証券投資信託の拡大・発展を図るためには、その受益証券が効率的に利用されることも必要である。こうした観点から

協会は、受益証券を信用取引等の保証金代用有価証券として認めてほしい旨、1984年6月以来、日本証券業協会の協力を得て東京証券取引所に対し要望してきた。

東京証券取引所は1985年10月、受託契約準則の一部改正を行い、1986年3月3日より受益証券を信用取引と発行日決済取引の委託保証金、債券先物取引の委託証拠金、並びに発行日決済取引と債券先物取引の売買証拠金の代用有価証券として利用することを認めた。

この場合、代用有価証券として認める受益証券の範囲は、協会が前日の時価(基準価額)を発表するもので、代用価額の計算に用いるかけ目を公社債投資信託は100分の85、株式投資信託は100分の70とした。なお、東京証券取引所の決定に続いて、大阪証券取引所をはじめ全国の証券取引所が追随するところとなった。

証券取引所からは、代用価額の計算に必要な前日の時価(基準価額)は証券会社の事務体制との関連から、当日の午後6時(半休日の場合は午後2時)を目途に発表してほしい旨、要請してきた。これを受け総務委員会は、基準価額の発表のための実務処理を考慮し、当面、対象商品を追加型株式投信と長期公社債投信に限定することを決定し、1986年3月3日から実施した。

その後、証券会社から対象範囲の拡大を強く要望されたため、証券取引所との意見調整を踏まえ、1989年2月、総務委員会において、新たに公開販売専用の単位型投資信託(クローズド期間終了のもの)を対象範囲に加えることを決定した。

なお、協会は、この制度の円滑な運営を図るため、次のような業務を行っている。

- ①代用価額の計算に用いる基準価額を日々、市況情報センター端末機を通じて発表すると共に、書面による基準価額一覧表を作成し、全国証券会社へ配布。
- ②基準価額の内容に影響を与える決算日、償還日、支払開始日等を事前に書面をもって全国証券会社へ配布。
- ③新規設定ファンド及びクローズド明けファンドをファンドコード一覧表と共に事前に書面をもって全国証券会社へ配布。
- ④証券会社の代理事務に必要な分配金、償還金等権利関係データを、そのつど書面をもって全国証券会社へ配布。
- ⑤換金の事務処理に必要な解約価額、買取価額及び平均信託金を必要に応じて証券会社へ連絡。
- ⑥代用有価証券として受け入れ不可能な事故証券の記番号リストを作成し、全国証券会社へ配布。

13. 「委託会社の役員人事の自立化について」の申し合わせ廃止(1986年)

委託会社の役員人事については、委託会社の独立性を保つため、1966年12月の理事会で「委託会社の役員人事の自立化についての申し合わせ」を決議し、関係証券会社との役員の人事交流に一定の制限を設けた。更にこの申し合わせの解釈上疑義があった点を明確にするため、1973年10月の理事会で「委託会社の役員人事の自立化について」の申し合わせを行った。その後、これら申し合わせを統合し、わかりやすいものとするため、1979年4月の理事会でこれら申し合わせを廃止し、新たに「委託会社の役員人事の自立化について」を決議し

た。

しかし、1980年代半ば頃になると、委託会社の独立性が十分に確立されており、逆に申し合わせのために円滑な人事運営がさまたげられているとの意見がみられたことから、今後は自発的に委託会社の独立性を高めてその自主的運用体制を確立していくこととし、1986年3月の理事会でこの申し合わせを廃止した。

14. 広告・宣伝の適正化とディスクロージャーの徹底(1988年)

会員が行う証券投資信託に関する広告・宣伝の具体的な基準については、1978年に利回り表示等の具体的表示例についての改正を行って以来、見直しを行っていなかった。このため、時代の変化に即して広告・宣伝の適正化を図るための見直しが必要となり、1988年4月以降、販売広報委員会においてその見直し作業を進め、同年6月の同委員会において、元本保証や利回り・保証と誤解されるような表示、仕組み等の一部を誇張して誤解を与えるような表示、実績を表示するうえで誤解を与えるような表示等具体的な表示例を追加規定する等の規定の一部改正を決定し、実施した。

また、ディスクロージャーの徹底の見地から、1988年8月以降、証券広報センター証券情報室(東京証券会館1階)[現日本証券業協会証券教育広報センター(東京証券会館2階)]に、各委託会社の運用報告書を備え置き、投資家の閲覧を可能とした。

15. 「委託会社の独立性に関する自主ルール」の制定及び廃止(1989年～99年)

1988年6月、大蔵省は、今後の投資信託

のあり方を基本的に検討するため、証券局長の諮問機関として、学会、業界からの委員で構成した「投資信託研究会」を発足させた。

この研究会は、受益者本位の運営の徹底、証券市場との関係、国際化の進展等の観点から幅広い検討を行っている。その後、大蔵省は、この研究会の検討成果を土台に、更に議論を深めるため、1988年10月から第2次の「投資信託研究会」を発足させ、我が国投資信託をめぐる諸問題について基本的な検討を行ってきたが、1989年5月に「今後の投資信託の在り方について」と題する報告書を取り纏め、公表した。

協会では、投資信託研究会の提言を考慮に入れ、1989年6月に理事会で次のような内容(概要)の「投資信託委託会社の独立性に関する自主ルールについて」を決議し、同年7月から実施した。こうしたルールを取り決めた背景には、投資信託研究会の議論の過程において、証券投資信託の運営における利益相反の可能性や委託会社の独立性の確保の必要性に関する問題指摘があったことによる。

(1)人事に関するルール

- ①当該委託会社と関係証券会社間の役職員の兼業は行わない。
- ②関係証券会社の役職員の地位にあったものから委託会社の役員に就任できる数は、就任時の委託会社の役員総数の5分の1を超えない。

(2)運用に関するルール

- ①株式売買の委託発注の分散を一段と促進する。
- ②取引所を通さない取引は、信託財産にとって最も有利となる条件で取引を行

う。

③関係会社が引受幹事として引き受けた株式、社債については、関係証券会社の引受額の一定割合を上回らないよう配慮する。

(3)この他、協会は委託会社に対して社外の学識経験者の声を投資信託運営に反映させるための具体的な検討を要請し、各社はこれを受けて「特別顧問制度」を設置した。

その後、1995年1月に大蔵省は「証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令」を一部改正し、いわゆる募残を信託財産で取得することを禁止したため、この自主ルールについて関係証券会社が引き受けた株式等の制限について所要の改正(削除)を行った。また、証券業、投資信託委託業及び投資一任業の相互乗り入れや親会社の出向役員、運用担当者の出向受け入れ制限の廃止等の環境変化に伴い抜本的見直しが行われたため、この自主ルールの存在意義がなくなったので1999年1月の理事会で廃止を決めた。

16. 投資信託制度の見直し(1991年～96年)

株式市場の低迷が長期化するなかで、投資信託の運用成績も不振を余儀なくされ、1991年頃には、元本割れのまま償還期間が到来するファンドも予想される事態となった。このような状況のもとで、投資家サイドから、運用成績の不振に対する不満や、商品内容についての説明が不十分であったという投資勧誘に関する不満が出され、こうした問題が国会でも取り上げられた。

このため、業界は、こうした事態を打開し、投資家の信頼確保を図るため、投資信

託の運営のあり方について抜本的な改善を図ることとし、1991年11月から総務委員会において議論を重ねた。総務委員会は、(1)商品設計の見直し(2)販売体制の見直し(3)運用の見直し(4)広報のあり方(5)委託会社の独立性の推進の5項目についての改善の方向を示す「投資信託制度の見直しについて」を取り纏め、同年12月に理事会に報告した。

この改善策のなかには、受益証券説明書及び運用報告書の交付の徹底、買い付けに際しての申込書の受け入れ、分配金及び償還金の支払い時期の早期化といった更に検討を要する項目もあったことから、総務委員会の下に小委員会を設置し、引き続きこれら諸問題について検討した。その結果、次のような措置を講ずることとなった。

①受益証券説明書及び運用報告書の交付の徹底

受益証券説明書については1992年10月1日以降に募集するファンド(追加型投資信託については同日の販売分)から、運用報告書については同年11月1日以降に決算到来分から、投資家に必ず直接交付または送付することとし、その旨全国証券会社へ周知徹底を図る。

②買付申込書の受け入れ

買付申込書の受け入れについては、その商品性格を理解してもらうと共に、取得申し込みの意思を確認するための申込確認書を受け入れることとし、1994年1月以降、体制の整った証券会社から順次実施する(しかし、このような画一的な取り扱いには販売会社の過剰な事務負担を招くとの意見もみられたため、1996年からは各社の自主的な

判断に委ねられることとなった)。

③分配金等の支払い時期の早期化

分配金等の早期支払いについては、1993年4月1日以降に決算が到来するすべてのファンドについて、決算日から起算して5営業日目に分配金等の支払いを開始する。

17. ファイヤーウォール問題への対応

(1992年～94年)

1992年4月、大蔵省は新たに投資一任業務を営む国内の投資顧問会社からの証券投資信託市場参入の道を開く等、免許運用基準を大幅に緩和し、一層の明確化・弾力化を図る措置を公表した。

協会では、証券投資信託と関係金融機関との利益相反等の弊害を防止するための実効性のあるファイヤーウォールの構築を求めため、企画委員会を中心に意見交換を重ねてきたが、同年1月に「金融機関等が投信業務に参入する場合の利益相反あるいはイコール・フィッティングの面から想定される問題点」を取り纏め、当局へ提出し理解を求めた。これを踏まえて当局は同年6月、証券投資信託と利害関係人との取引については、委託会社の行為準則に関する省令により、いわゆるアームズ・レングス・ルールを義務付けることとし、既存の委託会社にも一様にこれを適用したいとの考え方を提示、委託業界に意見を求めた。

このため企画委員会は、これが利益相反等の弊害防止のための必要かつ十分なものとなり得るか否か慎重な審議を重ねると共に、アームズ・レングス・ルールの実効性を担保するため、小委員会を設置して審議を進めた。認められる取引と認められない取

引について詳細な事例検討を行い、協会自主ルールによって禁止していきべき取引内容等を整理し、当局との間で積極的な意見交換を重ねた。

また、ファイヤーウォールの徹底のためには、証券投資信託と利害関係人との取引状況等を受益者に開示することにより、その透明性を確保していくことが必要であるとの観点から、協会は総務委員会を中心にその方法論等について慎重に審議し、当局へ考え方を提示した。

この結果、大蔵省は1993年4月9日付で、委託会社の新規参入に伴って必要とされるルール整備を図るため、「証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令」及び「証券投資信託法施行規則」の一部改正を行い、公布したが、その改正の内容は次の通りである。

- ①証券投資信託と利害関係人との取引については、通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害する恐れのある取引(いわゆるアームズ・レングス・ルールに反する取引)を禁止する。
- ②利害関係人の範囲を明確に定める。
- ③証券投資信託と利害関係人との取引状況等をファンドの決算期ごとに大蔵大臣へ報告することを義務付ける。
- ④利害関係人との取引状況については受益者に開示する。

18. 組入価値証券の量的規制の緩和

(1992年)

協会は、市場二部及び店頭登録株式の組み入れについて、その市場規模や流動性等を考慮し、委員会申し合わせにより量的規制を定めてきた(ファンドごとの組入上限

は純資産の50%、同一銘柄への投資上限は5%、一委託会社が一企業に投資できる上限は発行済株式総数の5%)。しかし、これらは委託会社が自ら決めるべきものであることから1992年4月、これらの量的規制を撤廃すること、また、店頭登録予定株式についても目論見書等において登録予定であることが確認できるものは組み入れを可能とすることを、関係委員会で決定し、1992年5月1日から実施した。

19. 債券現先取引の量的規制の緩和

(1992年)

MMFの創設を控え、運用の多様化を図るため債券現先取引の量的規制の緩和が必要であることから、1991年度に引き続いて運用委員会を中心に緩和策について検討を行い、大蔵省に対し、従来の量的制限(買い現先は純資産の10%以内、売り現先は5%以内)を、それぞれ純資産の50%までとすることを要望した。この緩和措置について大蔵省の了解が得られたことから、1992年4月に関係委員会で申し合わせの改正を決議し、1992年5月1日から実施した。

20. 償還乗り換え優遇制度の拡充・強化及び廃止(1993年、98年)

協会は、1991年5月以降、総務委員会の申し合わせにより、単位型株式投信の受益者が償還時までこれを保有し、その償還金(延長ファンドの当初の信託期間満了日以降における解約・売却代金を含む)をもって新しい単位型株式投信を取得する場合に限り、手数料の一部を払い戻す制度を定めてきた。しかし、株式市場の長期にわたる低迷によって償還延長ファンドの増加が予想

された1992年秋以降、償還乗り換え優遇制度の拡充・強化を図り、他のファンドへの乗り換えを円滑に進めることが投資家の利益確保のためには必要であろうとの認識が協会内部に高まり、総務委員会を中心に具体的な検討を行った。その後、1993年3月に総務委員会において、適用範囲を追加型株式投信に拡大すること、手数料の割引額については各社の自由とすること等を内容とする「投資信託の償還乗換の優遇措置」並びに「同優遇措置の具体的取り扱い要領」を定め、委託会社と全国の証券会社に通知した。

しかし、「販売手数料の自由化」の波が高まり、1998年3月に業務規程が改正され、販売手数料が自由化されたため、「償還乗り換え優遇措置」についても、同年4月に廃止した。

21. 追加型株式投信における約定時限の統一等(1993年、95年)

1993年3月に決定した「追加型投資信託の制度改善」の趣旨を踏まえて、販売広報委員会は受益者保護のため受益者間の公平性を確保する観点から、追加型株式投信について、(1)対顧客との約定時限を遅くとも17時までとすること(2)法人の解約注文のうち大口のものについては12時30分までに委託会社へ連絡すること(3)法人顧客によるファンドの決算をまたぐ短期売買は受け付けないこと等を内容とする自主ルールを定め、1993年6月1日から適用した。

これに関連して、同委員会は、投資信託の更なる公平性と信頼の確保のために、1995年4月から、株式投資信託全般の買い付け・解約申し込み受け付けを遅くとも午

後3時(半日営業日は午前11時)までに締め切ることにした。

22. 株価形成等に関するルールの緩和 (1993年)

協会は、株価形成に関する自主ルールを制定し、終値形成や高値形成等につながるおそれのある買付指図、ファイナンス銘柄についての発表から申込最終日までの間の寄付を除く成行買付や当日の新高値を形成する買付指図等を禁止してきた。

しかし、業界には、このような規制は売買指図の円滑な執行の妨げとなり、必ずしも受益者の利益に沿わないとの意見もあったことから、運用委員会において自主ルールの見直しを検討した。この結果、終値形成等を意図しない売買指図やファイナンス銘柄についての公正な価格形成を歪めないような売買指図を可能とする等、売買指図の円滑な執行を図るための自主ルールの整備を行うこととし、1993年10月の運用委員会で申し合わせの改正を行った。

23. リスク・リターン分類図の作成、受益証券説明書への掲載義務付け

(1993年、94年)

証券投資信託の販売に当たっては、その商品の特性であるリスク度を投資家に十分認識してもらう必要がある。このため、1992年度に引き続き総務委員会の下に設けた総務専門委員会を中心に、ファンドの運用目標とそのリスク度合いの関係を端的に示すことのできる商品区分の作成、並びにこれを投資家へ周知する方策について検討を進めた。

1993年6月、専門委員会において、今後

の証券投資信託の販売に際しては、各委託会社はファンドを(1)安定重視型(2)利回り追求型(3)値上がり益・利回り追求型(4)値上がり益追求型の4つに区分して、それぞれに内在するリスク度を他商品との相対比較のかたちで図示した「リスク・リターン分類図」(RR分類図)を作成し、販売しようとする商品がいずれの区分に属するものであるかを明示し、これを受益証券説明書等を通じて必ず投資家に説明していくこととする検討結果をまとめ、総務委員会に報告、同委員会は同月これを委員会申し合わせとして決定し、同月から実施した。

その後、1994年6月に発表された投資信託改革により、デリバティブ(金融派生商品)を積極的に活用するハイリスク・ハイリターン型のファンドの設定が可能となったため、分類図の見直しを行い、5番目の分類として「積極値上がり益追求型」を設けて5分類とした。

24. 委託会社の直販規則・基準の制定及び関連業務(1994年～2000年)

委託会社による直接販売については、1994年6月に大蔵省証券局長の私的研究会として設置された「投資信託研究会」が公表した報告書において、「各社の実情に即した方法により、直接販売に取り組むことが望まれる」旨の提言が盛り込まれた。

こうした動きを受けて、協会では、直接販売の公正かつ円滑な実施を図るため、1994年6月の理事会において業務規程を改正し、直接販売における禁止行為を規定すると共に、「証券投資信託受益証券の直接募集・解約等に関する規則」及び「同基準」を制定し、投資勧誘に当たっての行為規制

や顧客管理等について定めた。

その後、1998年12月の証券投資信託法の改正によって、これまで直接販売に関連して行っていた受益証券の保護預り及び金銭の預りが禁止されることになったことから、協会はその対応について検討を重ね、当局に政令で対応するよう要望した結果、委託会社が自ら募集等を行った受益証券等の募集代金、売却代金、解約代金、収益金もしくは償還金等について預託を受けることができる旨、同法施行令に適用除外規定が設けられた。

しかし、大蔵省からは、「いずれこの適用除外規定は見直す」との条件が付されていたことから、協会では、顧客から預託を受けた金銭は自己の固有の財産と分別して保管することとし、2000年12月理事会において、「証券投資信託委託業者が自ら行う受益証券・投資証券の募集等に係る直販分別金信託に関する基準」を制定し、信託会社等に信託するに当たっての信託金額の算出方法や信託の要件等を定め、2000年4月1日から実施した。

なお、顧客から預託を受けた金銭にかかわる信託については、2000年11月の法律改正(投資信託法の制定)によって、同法施行令にその要件等が規定されたことから、2000年12月の理事会において先の基準を廃止し、新たに信託の必要額の算出方法等法令で規定されていない事項を定めた「投資信託委託業者が自ら行う受益証券等の募集に係る直販顧客分別金信託に関する細則」を制定した。

25. 株主優待物の処理方法の明確化

(1994年)

1993年に証券会社が開始した株式累積投資において株主優待物を換金して株式買付資金の一部に充当する措置が講じられたことから、投資信託においても同様の措置を講じる必要性が生じた。そこで、業務委員会を中心にその処理方法等の検討を行い、1994年3月の理事会において「株式優待物に関する申し合わせ」を決議し、信託財産の組入株式から派生する株主優待物のうち、換金が容易で受益者の利益のために必要なものについては換金して信託財産に繰り入れることを決定した。

26. 追加型株式投信の制度改善(1995年)

1994年6月に公表された「投資信託研究会」の報告書には、追加型投資信託について(1)投資者の長・短期の多様な資産運用ニーズに対応できる(2)投資信託市場の中核商品として育てていくことが可能であるとのメリットが指摘されている一方でパフォーマンスが良いファンドは解約が早く、必ずしも十分にその特長が発揮されていないことから、一層の改善に取り組むことが望まれるとの提言が盛り込まれている。

そこで、総務委員会の下に設けられた専門委員会は、緊要性の観点から検討事項を絞り込みその改善策等の検討を行い、その結果を1995年7月に総務委員会に報告した。

協会はこれを受けて、独自には解決できない次の3項目の実施を関係方面に要望した。

- ①信託財産に関する帳簿書類の保存期間を、「信託終了後5年間」から「信託財

産の決算終了後5年間」に改めること
(証券投資信託法の改正)。

- ②投資信託の収益金に課せられた法人の
所有期間に応じた控除税額の計算方式
を見直すこと(法人税基本通達の改正)。
- ③既存の追加型投資信託の決算日の変更
を可能とすること。

これらの要望事項については、その努力
が実り、結局、次の通り改善が図られるこ
とになった。

イ 帳簿書類の保存期間

1998年の証券投資信託法の改正によ
って「信託財産の計算期間終了後10
年間」に変更された。

ロ 法人の所有期間に応じた控除税額の 計算方式

1995年12月の法人税法基本通達の一
部改正により、「当該信託の開始の日
から解約、終了の日までの期間」とさ
れている収益の計算の基礎となる期間
は、期中収益を全額分配するファンド
について「直前の計算期間末から解約
または終了の日までの期間」に変更された。

ハ 決算日の変更にかかわる約款

1995年9月から変更を希望するファ
ンドの決算日の変更が可能とされた。

27. クローズド期間中の解約請求制度の導入 (1995年)

1994年度以前は、クローズド期間中にお
ける受益証券の換金方法は、一定事由に該
当する場合に限り証券会社に対して買取請
求を行うことが認められていた。しかし、
買取請求は、有価証券取引税が掛かるため、
不測の事態に見舞われた受益者及び家族を
考慮すると、有価証券取引税の掛からない

解約請求制度を導入する必要性が高い。こ
のため業務委員会では、委託会社が解約請
求を認めることに問題があると判断した
ファンドを除き、一定の事由に該当する受
益者に対しては、クローズド期間中の解約
請求等を認めることとした。その内容は次
の通りである。

(1)クローズド期間中の解約請求

①委託会社は、運用上、解約請求を認
めることに問題があると判断する
ファンドを除き、受益者に対して、
クローズド期間中の解約請求を認め
ることができる。

②上述の①により、解約請求を認める
ファンドは新設ファンドに限る。

(2)クローズド期間中の買取請求

①委託会社は、運用上、解約請求を認
めることに問題があると判断する
ファンドについて、直接販売を行っ
ている場合には直接販売に係る受益
者に対し、クローズド期間中の買取
請求を認めることができる。

②上記の①により、買取請求を認める
ファンドの選別は、当該委託会社の
判断による。

28. デリバティブのリスク管理及びディス クロージャーのあり方について

(1995年)

国際的なデリバティブ(金融派生商品)市
場の急拡大等を受け、1995年1月に企画委
員会の下にデリバティブ小委員会を発足さ
せ、デリバティブのリスク管理及びディス
クロージャーのあり方に関する一般的な指
針づくりに着手し、6月に次の内容から成
る報告書を作成した。

- ①デリバティブが投資信託に与える影響。
- ②投資信託会社としてのデリバティブ・リスク管理のあり方。
- ③投資信託におけるディスクロージャーのあり方。

一方、デリバティブに関する問題は、1995年5月のロンドンでの国際専門家会議を経て、同年10月のパリでの国際投資信託会議で討議が行われた。日本からは、デリバティブ小委員会の報告に基づき、主としてリスク管理とそのディスクロージャーについて提案を行い、これらを受けて国際投資信託会議では次の5項目から成る「デリバティブを使う場合の確認事項」が決議された。

- ①デリバティブにかかわる活動は、役員及び経営トップから適切な管理を受けること。
- ②デリバティブ活動を行う人は、必要とされる専門知識を有する者であること。
- ③部内のコントロール・システム、リスク管理、諸規則・諸法令の遵守、業務のシステムはデリバティブ活動に適したもので、効果的に機能し、管理者が日々のベースでデリバティブへの投資を管理する責任を果たすことを可能にするものであること。
- ④ファンドの受益者に対するディスクロージャーは、ファンドの受益者がファンド全体のリスクにデリバティブがどの程度の影響を与えているのかを理解させ、正確かつ周到であり、更にファンドのデリバティブに対する投資がファンドの受益者の合理的期待及びファンドの投資目的に合致するものであること。
- ⑤販売の方法が顧客と商品に適したものであること。

これらにより、デリバティブ活用の際のリスク管理と、そのディスクロージャーについて国際的な共通認識が確立した。

29. 広告・宣伝に関する基準の整備

(1995年)

会員各社が営業活動を行ううえで、多様な広告活動を機動的に展開できるようにすると共に事務の簡素・合理化を推進するため、販売広報委員会の検討を経て1995年10月18日理事会において広告・宣伝に関する基準の改正を承認、即日実施した。

主な内容は、広告活動における協会への事前届出及び審査制度の廃止等広告規制を原則自由化し、広告展開を会員各社の自主的な判断に委ねることとした他、景品類の提供を自由にできるよう「広告・宣伝に関する基準」(理事会決議)について所要の整備を図った。

同時に、それまで販売広報委員会の申し合わせ事項第2編「募集・販売に関する事項」において、「比較広告」「具体的表示例」「実績等の表示例」と別々に定めていたものを、「広告・宣伝に関する指針」として一本化した。

30. 外資系投資顧問会社の投資信託会社併営等について(1995年～2000年)

1995年12月、大蔵省は、これまで新聞発表で行っていた免許運用基準(「証券投資信託業務の免許基準の運用について」)の一部を改正すると共に、この免許運用基準を統合するための通達改正(「投資信託委託会社の業務運営について」通達の一部改正)を行った。この免許運用基準の一部改正は、委託会社の行為準則省令の改正省令の施行

(1996年1月1日施行)の際に外国の法令に準拠して設立された投資一任会社が、自らまたは関係会社の出資により委託会社を設立する場合において、新設される委託会社が実質的に当該投資一任会社の業務を営んでいるものと認められる場合には、一定の要件を満たすことを条件にこれを認めるという内容であった。これによって、既に我が国に進出している外資系の投資一任会社は、委託会社を設立して実質的に併営することが可能となったわけである。

この通達改正に併せて同日付で、大蔵省は「証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令」の一部を改正し、委託会社の独立性を確保するため、投資一任会社との役職員の兼職、営業所の共同使用(実質的に当該投資一任会社の業務を営んでいる場合に限る)を禁止行為として規定すると共に、附則において、実質的に委託会社業務を併営することとなる外資系の投資一任会社についての禁止行為(投資一任契約に係る顧客の利益を図るため信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引の指図の禁止)を定めている。

このような動きを受けて、協会では、1995年12月の理事会において委託会社の行為準則省令の改正省令と同様の禁止行為を定めるための業務規程の一部改正を決議した。

なお、その後2000年の投資信託法の改正によって、投資信託委託業は「免許制」から「認可制」に変更され、併せて委託業者の業務についても、投資顧問業務、投資一任業務、証券業務、証券投資法人にかかわる資産運用業務等の兼業が認められる等、その業務多角化の道が開かれている。

31. 組入公社債のディスクロージャーの充実 (1996年)

1995年1月に企画委員会の下に債券評価小委員会を設置し、投資信託における非上場債券の評価方法等の検討を開始した。ディスクロージャーや評価等必要な諸問題について同小委員会で論議した結果を同年11月の持ち回り企画委員会にかけ、組入公社債券の明細表を次の通りに改善することを決定し、その後の業務委員会での討議を経て、1996年7月を目途に対応できる委託会社から実施することとした。

- ①区分を「国債、公共債、金融債、社債」の4区分から、「国債、地方債、公社・公団・公庫債、金融債、普通社債、転換社債」の6区分へと細分化する。
- ②外貨建てについては通貨区別に記載する。
- ③市況変動リスクについては、組入債券の長・短期間別の概要がみえるよう残存期間別に記載する。
- ④銘柄リスクについては格付基準に基づきBB格以下の比率を記載する。
- ⑤評価基準の異なる非上場債を区分して表示する。

なお、この記載は前期末、当期末を併記することとした。

32. 決算・償還公告の簡素化(1996年)

委託会社の経費削減が最終的には受益者の利益につながるとの観点から、協会はファンドの決算・償還公告の簡素化を当局に働きかけてきた。1996年3月には総務・企画合同の会議を開催し、ファンドの決算・償還公告の簡素化の概要を取り纏め、改めて当局に要望した。この結果、当局は「委

託会社の免許基準の運用及び業務運営について」通達の一部改正を行い、同年9月1日以降に信託の計算期間の末日が到来するファンドや信託契約が終了するものから適用することとし、改善を図った。

この改善の内容は次の通りである。

①公告の省略について

決算時(償還時)において全受益者への運用報告書(償還報告書)の交付及び収益分配金(償還金)の通知が行われているファンドについては、公告を省略することができる。

②記載内容の簡素化について

①に該当しないファンド(全受益者への運用報告書等の交付が行われていないファンド)については、新聞公告の記載事項を必要最小限に絞り込み、新聞紙面の現状の2段公告を1段公告とし得るようその内容の簡素化を行う。

33. 証券・金融に関する教科書モデルの制作・配布(1997年)

(1)証券教育について

経済の成熟化や少子高齢化の進展により、日本でも自己責任に基づく長期的な資産運用の重要性が年々増してきている。

貯蓄や投資に対する倫理観や感性を体得するためには、基礎的な知識を学校教育の場で習得する必要があるとの観点から、協会は他団体に先駆けて証券教育の実現を各方面に働きかけた。その後、証券界全体で取り組んだほうが効果が上がるとの観点から、日本証券業協会、東京証券取引所、証券広報センター(現日本証券業協会証券教育広報センター)と連携しながら証券教育推進のための活動を行った。

最初の活動として、1998年に予定されていた10年に一度の学習指導要領の改訂を好機と判断して、欧米の証券教育や教育機関への働きかけを調査するため、英国や米国の実状を調査した。また、協会独自で1996年2月に米国の9機関・団体を訪問し実態を把握した。この成果を踏まえて、“証券教育推進の提言—自己責任時代を生き抜くために”の提言書を作成し、同年5月、岡田協会長が中央教育審議会会長を訪問し提言書を提出して、証券教育の実現を要望した。この報告書の基軸は「高齢化の進行、財産の安全性に対する信頼感の後退等から、資産形成上、国民一人ひとりが市場経済を理解し行動することが必要となる。そのためには基礎的な知識は学校教育の場で取得できるようにすることが望まれる」という点にあった。

その後、提言を各方面に浸透させるためには、教育の場で教えるべきと考え内容を具体的に教科書モデルのかたちであらわしたほうが理解されやすいとの判断から1997年8月には、各団体や会員会社の担当者共同で、証券・金融に関する記述を具体的に示した教科書モデル(高等学校公民科用「政治・経済」)をつくり、教育課程審議会委員や文部省当局、教科書会社等に送付または持参し、内容や趣旨を説明した。更に、1998年1月からは各団体が手分けして全国の教育委員会へ出向き、理解を求めた。

この間、東京都の高等学校459校の公民担当教諭に対して教科書モデルを送付し、同モデルに関するアンケート調査も行った。

1997年11月に教育課程審議会から公表された「教育課程基準の改善の基本方針につ

いて(中間まとめ)」に対しては、1998年1月に、関係者や教育課程審議会委員、同審議会分科審議会委員(中学校・高等学校)に4団体連名の意見書を提出した。

この結果、中学・高等学校の「学習指導要領」が改正され、中学校は2002年4月から、高等学校は2003年4月から、市場経済と金融(銀行・証券・投資信託等)が学校教育の場で具体的に取り上げられ、学習されることとなった。

このため、1997年の高等学校教科書モデルの作成・配布に続いて、1999年6月に中学校社会科公民的分野の教科書モデルを作成し、教科書出版社に配布すると共に、2000年2月に証券関係団体と共催で教科書出版社との懇談会を行い、証券教育普及を支援するための活動を行った。

(2)消費者啓発について

投資信託が健全に発展していくためには、消費者に投資信託を正しく理解してもらい、消費者の投資信託に対する認知度を高める必要がある。その方法として従来投資信託ガイドブックを制作してきたが、1997年10月には初めて消費者啓発用ビデオを作成した。ビデオは「基礎編」と「応用編」の2巻からなり、前者は投資信託の特徴や魅力、ディスクロージャー、パフォーマンス等についてわかりやすく解説した。後者は実際に運用されている複数のファンドの運用実績を用いて、投資信託のもつ運用ポテンシャルを示した。

ビデオは、会員各社や全国の教育委員会等に贈呈した他、投資信託の販売を予定している銀行等の希望する金融機関にも配布した。

34. MRF・証券総合口座の利便性向上

(1998年)

協会では、投資信託の利便性を向上させる目的から、労働省や大蔵省に対し、かねてより投資信託への給与振り込みができるよう強く要望していた。MRF(マネー・リザーブ・ファンド)を中核とする証券総合口座は、預金口座と同様に(1)安全性が高い(2)流動性が高い(3)加入者への総合的なサービスの提供が可能(4)保証基金制度が存在する等の機能を有することから、労働省は、1998年8月の中央労働基準審議会の答申を踏まえて「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」を同年9月10日に公布し、即日施行した。これにより証券会社の証券総合口座への給与振り込みが可能となった。

35. 情報開示制度の改正要望(1999年)

1998年の証券取引法の改正により、投資信託の受益証券についても同法の開示制度が適用されることとなったが、発行開示と共に継続開示が必要とされていることから、投資者のためにわかりやすく実効性のある開示制度の実現に努力した。

第1に、1999年5月に日本証券業協会と共同で「証券投資信託の開示制度に関するワーキング」を設置し、開示制度に関する改善要望の作成に着手した。まず、従来同法の規定上必ずしも明確でなかった「要約仮目論見書」「募集広告」「販売用資料」の定義や法的な位置付け、作成上の留意事項、使用上の留意点を検討し、関係当局と協議した。この結果、同年8月中旬に「証券投資信託に係る目論見書以外の投資勧誘資料等について」を両協会会員に配布し、投資信託の投資勧誘・広告の適正化を図った。

続いて、証券取引法や新証券投資信託法上の開示制度の改正要望事項についても検討した結果、現行の開示制度には(1)情報量が膨大で、内容も複雑かつ形式的である(2)開示制度が証券取引法と新証券投資信託法では別々に規定されている(3)インターネット等電子的開示への対応が不十分である等の問題点のあることが判明し、これらに関して次の8項目の改善策をまとめた。

- ①投資信託に適した目論見書のあり方。
- ②有価証券届出書の記載項目、内容の簡素・合理化。
- ③運用報告書の記載項目、内容の簡素・合理化。
- ④投資信託に適した証券取引法上の開示方法。
- ⑤インターネット等電子媒体を利用した目論見書・運用報告書の交付。
- ⑥有価証券報告書及び半期報告書の記載内容の簡素化。
- ⑦半期報告書の作成日の可変性。
- ⑧委託会社の「関係法人の異動等」があった場合の臨時報告書の提出要件の免除や緩和。

両協会は、以上の改善策を「証券投資信託の開示制度に関する法令改正要望」として同年10月下旬に当局に提出し、その実現に向けて交渉を重ねた。

この結果、2001年4月から、目論見書・運用報告書等の電子交付が可能になった。また、同年10月からは、書面の記載事項を委託会社の電子計算機の顧客ファイルに記録し、顧客の閲覧に供する方法が可能となった。

36. 広告・宣伝ルールの改定(1999年)

従来、投資信託の募集・販売の際は「受益証券説明書」を用いて説明してきたが、1998年の制度改革により、投資信託に証券取引法の開示制度が適用され、株式や債券と同様に「目論見書」の交付が義務付けられた。受益証券説明書には、協会の自主ルールにより「リスク・リターン分類図」(RR分類図)の掲載が義務付けられていた。RR分類図は投資者の求めるファンドの価額変動性がわかりやすく一覧性のあるものとして、投資者のみならずマスコミ関係者からも一定の評価を得ていた。

このため、目論見書のもとでも引き続き販売促進資料として使用できるように当局へ強く働きかけた。その結果、目論見書以外の販売促進資料としての使用が認められ、同時に自主ルール化を行った。協会はこのRR分類図が投資者に誤解を与えないよう、タイプ別の説明文や図表の位置を改め、より客観性のある分類図に変更した。同時に、個別の具体的な分類は約款に記載された運用指図範囲等に基づく個別会社の判断であり、将来の運用成果を約束するものではないことを表示することとし、投資者の判断をミスリードすることのないように手当てした。

37. 組入債券の銘柄別開示と自己設定開示(1999年)

1999年4月の制度部会において、信託財産運用の透明性をより高めるために「組入債券の銘柄別開示」と「自己設定開示」を決定した。前者は、制度部会の下に「組入債券の開示に関するワーキング・グループ」を設置して検討した結果、組入債券は原則

として全銘柄開示することとし、円建ての公社債及びBBB格以上の民間債については発行体別開示をもって全銘柄開示に代えることができることとした。

なお、これについては従来からの種別開示に加えて、発行体開示は(1)額面(2)評価額を、個別銘柄の開示は(1)クーポン(2)通貨(3)額面(4)評価額(5)償還年月日を開示することとした。実施時期は、2000年1月1日以降に決算が到来するファンドの運用報告書から適用することとした。

一方、自社が設定する受益証券の取得(自己設定)とこの処分に関する開示については、同じく制度部会の下に「自己設定の開示に関するワーキング・グループ」を設置して検討した結果、業務規程に次の条文を盛り込むこととした。

(自社が設定する証券投資信託受益証券の取得・処分)

第13条 証券投資信託委託業者は次に掲げる場合を除き、自らの資産をもって自社が設定する証券投資信託受益証券を取得・処分できないものとする。ただし、自ら設定を行った証券投資信託受益証券の事故処理に伴う一時的な取得・処分等通常の業務の遂行上必要となる場合はこの限りではない。

- (1)当初設定時における取得とその処分
- (2)商品性を適正に維持するための取得とその処分
- (3)自社財産の運用を目的とした取得とその処分

2 前項各号に掲げる取得・処分を行った場合には、別に定める内容に従い運用報告書において開示を行うものとする。

以上の規定のうち「商品性を適正に維持するための取得とその処分」の具体例として次の点を確認し、部会申し合わせ第7編「確認事項」に明記した。

①インデックス・ファンド等のファンドの特色となるポートフォリオの維持を目的とした場合に必要な範囲での取得、処分。

②スイッチング・ファンドにおいて、特定ファンドの残高が減少したために全体の運営が維持できなくなる恐れのある場合に必要な範囲での取得、処分。

なお、業務規程の変更は当局の認可が下りた1999年4月21日から実施し、運用報告書における開示については、債券の個別銘柄開示と同様に2000年1月以降の決算到来分から行うこととした。

38. 国際的整合性のある証券決済制度の検討
(2000年)

証券決済システムは、証券市場にとって重要なインフラであり、また、諸外国において、決済リスクの更なる低減や一層の効率化を図るための様々な改革が進められようとしている。こうした状況下で、金融庁は、1999年10月に金融審議会第一部会の下に証券決済システム改革に関するワーキング・グループを設置し、21世紀の我が国証券市場を支えるインフラにふさわしい証券決済システムのあり方や、その実現のために解決すべき問題点についての議論を行うこととした。

一方、協会では、2000年1月に制度部会及び業務部会の下に「証券決済制度に関する検討委員会」を、また検討委員会の下に議論を深めるための少人数の専門部会を設

け、DVP や T+1等についてユーザーの立場から精力的に検討し、2000年3月に「投資信託における証券決済システム等の在り方について」と題する中間報告書を取り纏め、同月の関係部会及び理事会に報告、新聞発表を行った。また、この中間報告は、2000年4月に開催された金融審議会第一部会・証券決済システムの改革に関するワーキング・グループにおいて、検討委員会専門委員から意見陳述した。

その後、金融審議会第一部会・証券決済システムの改革に関するワーキング・グループでは、2000年6月に報告書(「21世紀に向けた証券決済システム改革について」)を取り纏め、公表したが、この報告書においてはDVPの実現の必要性、T+1実現のためのSTP化及び決済インフラ標準化の重要性が指摘されている。

39. 運用対象・手法の多様化

(1999年～2000年)

協会では、委託会社が魅力ある投資信託商品を提供することができるよう、可能な限り運用に関する規制の緩和に努めているが、1999年から2000年にかけて行われた主な緩和措置等は、次の通りである。

- ①ファンド・オブ・ファンズのルール整備(1999年6月)。
- ②現先取引の残高50%ルールの制限を廃止(1999年7月)。
- ③公募投信における資金借り入れ範囲の拡大…収益分配金の再投資分の追加及びコール市場を通じた借り入れを可能とすることを決定(1999年10月)。
- ④東京証券取引所の新市場「マザーズ」への対応取り決め…上場ものとして取

り扱うこと、及び運用報告書には「マザーズ」である趣旨を注記することを決定(1999年11月)。

- ⑤私募投信における資金借り入れについても、③の公募投信と同様に範囲を拡大(1999年12月)。
- ⑥利害関係人の発行する有価証券等への投資制限規定を削除(2000年3月)。

40. 「苦情相談処理業務」の開始(2000年)

1998年の証券投資信託法の改正により、新たに協会の業務として「苦情の解決」が規定された。現行法では「投資者から会員の営む投資信託委託業務または会員の行う受益証券等の売買その他の取引に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査すると共に、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない」と規定されている。これに伴い、事務局内に「苦情相談窓口」を設けて、投資信託に関するトラブルの防止や解決の助言、事前の相談等に努め、正しい投資信託制度の普及を図っている。

更に2001年3月には、苦情処理の一層の透明化を図る観点から、苦情の申し出に関する業務についての必要事項を定めた「苦情処理規則」を制定し、迅速かつ適正な対応を行うための指針としている。この他協会は、2000年9月に金融庁が業態の枠を超えた情報交換と金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげるねらいから設置した「金融トラブル連絡調整協議会」に委員として職員を参加させ、協議会の目的達成のために協力している。

41. 法令・諸規則違反の再発防止措置

(2000年)

2000年7月下旬に協会会員が信託財産に組み入れた債券売買の指図に関して金融庁長官から法令違反の事実が認められたとして行政処分を受けたことから、当該会員に対して協会定款に基づいた処分を行った。協会としては投資家の信頼を損なうような法令・諸規則違反行為が二度と生じないよう次の措置を講じた。

(1) 会員に対する要請

会員に対し次の要請を行った。

- ① 役職員に対し、改めて法令・諸規則及び社内ルールについての認識を高めると共に、その遵守について徹底すること。
- ② 運用管理・責任体制の確立に努める。特にファンドの運用指図に当たっては、その透明性を堅持すると共に、運用部門から独立した売買執行部門が厳正に取引執行を行うこと。

(2) 協会の対応

会員の役職員に対して、各種の研修会等を通じて法令・諸規則の浸透を徹底すると共に、その遵守に遺漏なきを期することとした。この研修会として2000年9月下旬に弁護士を講師に招き、全会員から役職員170人の出席を得て「投資信託業務とコンプライアンス」と題するセミナーを実施した。

42. 投資信託法への対応(2000年)

大蔵省の金融審議会第一部会では、21世紀を展望した新しい金融ルールの枠組みの整備等について検討を行っていたが、そのひとつとして集団投資スキームに関する

ワーキング・グループでは、不動産を含む幅広い資産を対象とする資産流動化及び資産運用型スキームの整備についての検討が行われた。

同ワーキング・グループの検討結果については、1999年6月に第1次中間報告、同年12月に第2次中間報告のかたちで公表されたが、資産運用型スキームとして投資信託の活用が盛り込まれたことから、証券投資信託法の改正が行われ、2000年5月に「投資信託及び投資法人に関する法律」(投資信託法)が公布された。

協会では、理事会や関係部会の下に、小委員会及び各種のワーキング・グループを設置し、同法の改正に伴う関係政省令の改正に向けての要望事項の検討を行い、その検討結果を取り纏めた要望書を金融庁に提出した。要望書に盛り込まれた事項のうち、主な要望事項は次の通りである。

- ① 信託財産が保有する有価証券等を現物で他の信託財産に移管することを可能とすること。
- ② 原則禁止とされた「信託財産相互間の売買」について、例外措置を設けること。
- ③ 法令等の制度変更に伴う信託約款の変更は、法に定める信託約款の重大な変更にあたらないこととすること。
- ④ 信託契約に定められた権利内容に基づく信託契約の解約の場合は、受益者への書面交付を免除すること。

これらの要望事項については、法令等の制度変更に伴う約款変更に関する要望を除き、要望どおり関係政令において手当てされたところである。

43. 金融商品販売法への対応(2001年)

大蔵省の金融審議会第一部会において、今後予想される多様な金融商品の登場等に備えるため、横断的な販売・勧誘ルールの整備等について審議が行われ、1999年7月及び12月に中間整理が取り纏められた。この審議内容を踏まえ、金融商品販売業者が商品を販売するに際し顧客に説明すべき事項、説明しなかったことにより顧客に生じた損害の賠償責任及び販売業者の勧誘の適正確保のための措置を盛り込んだ「金融商品の販売等に関する法律」が制定され、2000年5月に公布された。

この法律の施行(2001年4月)に向けて、日本証券業協会、全国銀行協会等の関係諸団体は、「説明義務に関するガイドライン」を策定したが、協会においても2000年12月に説明の内容、時期、方法等を盛り込んだ「投資信託委託業者の『金融商品販売法に基づく説明義務に関するガイドライン』」を策定し、委託業者に対して説明義務の履行の徹底を周知した。

44. 不動産投資法人等に関する自主ルール (2001年)

2000年11月に投資信託法が施行され、これに伴い不動産等を主たる投資対象とする、いわゆる不動産投資信託及び不動産投資法人の設立が可能となった。

これを受けて、協会では、不動産投資信託等の制度を円滑に実施すると共に、投資者の保護を図ることを目的に、投資対象とする資産の種類や定義、不動産等の評価方法、運用内容にかかわる開示等の事項を定めた「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」を、2001年3月に制定した。

不動産投資法人の資産運用会社は、2000年中に2社が認可され、いずれも協会に入会している。また、不動産投資法人は、2001年3月に1社、5月に1社設立され、いずれも同年9月に東京証券取引所に上場されている。

なお、本主題とは若干離れるが、我が国における証券投資法人としては、2000年8月に証券取引法上の有価証券である不動産証券化商品(海外のSPC)を主な投資対象として設立された投資法人が第1号である。

45. ファンドごとの販売会社別コストを公表 (2001年)

投資信託の販売手数料については既に1998年3月以降、完全自由化されているため、同一ファンドであっても販売方法や販売会社によって手数料が異なっている。

2001年に入り、政府・与党において証券市場活性化対策が検討され、2月に与党三党から公表された「証券市場活性化対策中間報告」では、投資信託の販売手数料の引き下げ等が取り上げられた。同年3月には政府の「緊急経済対策」で、証券市場活性化の見地から「各ファンドの手数料等の公表内容の充実」が要請された。

協会は、既に自由化されている手数料情報を投資家に対して幅広く、一覧性をもって公表する必要があるとの判断から、すべての追加型株式投信の手数料情報等をホームページで公開することを決定し、2001年3月末から実施した。

これにより投資家は、「商品分類別検索」と「投資信託委託会社別検索」の2種類から選択して検索し、「会社名」「ファンド名」「愛称」「ファンド分類」「当初設定年月日」

「償還年月日」「販売手数料(最高負担率)」「解約時手数料」「運用・販売・信託会社それぞれの信託報酬(%、最大負担率)」「信託報酬の条件」「信託財産留保額(換金時)」「指定販売機関」の14項目が閲覧できることとなった。

46. 非上場債券の時価評価への対応

(1999年～2001年)

(1) 満期保有目的債券の償却原価法による評価

1998年6月の理事会において、「株投・社投の実績分配型商品については、1999年7月から9月までの間に組み入れ非上場債を時価評価に移行する」こととした。この実施に先立ち、円滑に時価評価へ移行するため、企業会計審議会が1999年1月に公表した「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」の趣旨を踏まえ、1999年6月の理事会において「満期保有目的債券にアキュム・アモチ方式を採用する場合のガイドライン」を決定したが、これは日本公認会計士協会がガイドラインを公表するまでの間の暫定措置であった。

公認会計士協会のガイドラインは、2000年1月に「金融商品会計に関する実務指針」として公表されたことから、協会では、公認会計士協会や金融庁と協議したうえ、2000年6月の理事会において「満期保有目的債券の評価について」を決議した。この決議は、対象商品をMMFに限定すると共に、満期保有目的債券の量的制限や売却及び変更の原則禁止、満期保有目的債券に指定された債券の開示等を盛り込み、実施日を2001年4月1日とするものであった。

なお、2001年11月に生じたMMFの元本割れについて改善措置が講じられたことに

伴い、この決議は2002年2月に廃止されている。

(2) MMFの資金借入れルールの見直し

MMFは、業界統一の大型商品で即日解約が可能である等流動性の高いファンドであることから、一時に大量の解約が発生する可能性がある。こうした事態に対応するため、信託財産の資金調達を幅を広げ安定的な運用に資するため、MMFの資金の借入れについて、借入可能期間を20日間延長する緩和措置を講じ、2000年10月から実施した。

47. 米国歳入庁規制の適用強化への対応

(2001年)

投資信託が米国株式等を組み入れた場合の配当については、従来、日米租税条約によって、当該ファンドの受託銀行が米国源泉徴収義務者に所定の様式を提出することで15%の軽減税率の適用を受けていた。しかし、米国歳入庁(IRS)は1996年4月に内国歳入法第1441条に関する規則の改正案を公表し、2001年1月からは軽減税率の適用を受けるためには個々の受益者が日本人であることを証明できる所定の書類を提出するように求めてきた。

このため協会では、1998年から信託協会等と協議したうえ、協会が代表者となって米国の会計事務所であるKPMGを通じて対応策を講じることとし、折衝に努めた。

この結果、日本のファンドを最終受益者として、最終受益者とIRSをとりもつ適格仲介人(QI)を、ファンドを運営する委託会社と位置づけ、この委託会社が所定の様式を米国源泉徴収義務者に提出することで、従来どおりの軽減税率の適用が受けられる

ようにする方向で検討、努力するとの内容の契約を2000年5月末にKPMGとの間で交わし、2年にわたる交渉を終えた。

協会では受託銀行や証券会社、販売金融機関、その他団体にこれらの状況を周知させると共に、2000年11月8日にはKPMGより講師を招き、委託会社を対象として「米国源泉徴収・報告義務に関する最終規則と源泉徴収契約」(QI契約書の概要について)と題する講習会を開催した。これにより従来と同様、米国株式等の投資コストの軽減を維持しつつ受益者の利益を確保する成果を収めた。

48. MMFの安定性確保のための方策

(2001年～2002年)

2001年11月に米国エンロン社の経営危機に伴って生じた4社のMMFの元本割れによって、大量解約が、元本割れしたファンドに限らずMMF全体に及んだ。このため、協会では、MMFの更なる安定性を確保し投資家の信頼を早期に回復するために、同月に制度部会の下に「MMF検討委員会」を設置して、運用、評価、販売、開示の幅広い事項について、投資家の立場に立った精力的な検討を行った。

この検討内容については、金融庁や公認会計士とも調整を行い、2002年1月に「MMFの安定性確保のための方策について」として取り纏め公表すると共に、同年2月には、これまでのMMFに関する各種の自主ルールと合わせて整理した「MMFの運営について」を理事会で決議し、そのルール化を図った。

なお、この理事会決議の主な内容は次の通りである。

(1)組入資産(債券、CP、CD、預金、コール、手形等)について

①受渡日から償還までの期間は1年以内(満期保有目的債券を除く)。

②国債と政府保証債を除き、2社以上の指定格付機関より、P-2(またはA-2)相当以上の短期格付け、もしくはBBB(またはBaa2)相当以上の長期格付けを得ているもの。格付けのないものは、委託会社が同等のものとして定めたガイドラインに適合するもの。

③組入比率

イ 2社以上の指定格付機関から、P-1またはA-1またはA-相当以上の格付けを得ているもの(国債等を除く)は、同一法人発行の組入資産の合計が純資産の5%以内。ただし発行者が銀行の場合は、債券(5%以内)以外の短期金融資産を含め10%以内。

ロ 上記以外の組入資産は、同一法人発行分の合計が純資産の1%以内。かつ組入資産の合計が純資産の10%以内。

ハ 5営業日以内のコールローンは、同一の取引先につき純資産の10%以内。

④取引の制限について

イ 仕組債は償還等が確定しているもの。

ロ 円貨で約定・決済するもの。

ハ 債券は時価の採れるもの。

⑤満期保有目的債券について

イ 受渡日から償還までの期間が3年以内(銀行発行の変動利付債は適用外)。

ロ 国債等を除き、A-(またはA3)以上の格付けを得ているもの。

ハ 組入額の合計額は直前の3月末の純資産の15%以内。ただし、3年超の変動利付債は5%以内。

ニ 同一法人の発行する債券は、直前3
月末の純資産の1%以内(国債等除く)。

⑥組入資産の平均残存日数は180日以内。

⑦評価について

基本原則は時価評価。償却原価法の採用は、「残存1年以内の債券」(A-2、P-2
またはA-以上の格付けのもの)「満期保有目的債券」の場合とする。格下げ等により上記評価方法が適合しなくなったものや、評価額が時価と著しく乖離した場合は監査人と協議し、適切に対応。

(2)販売面での安定性確保

個人主体の販売に努める。大口投資家への対応策としては次の通りである。

①委託会社は、一定金額以上の解約については販売会社から4日前までに連絡をもらうよう要請。

②委託会社は、一顧客の1日当たりの解約受付限度額を販売会社と協議し、決定するよう努力する。

(3)ディスクロージャー

①運用報告書

イ 仕組債等については、内容の不明瞭な銘柄をわかりやすく表示。

ロ 格付別組入資産の純資産に対する比率を開示。

②月次開示

イ 主要組入資産や満期保有目的債券の全銘柄の開示。

ロ 開示媒体は、委託会社のホームページと販売会社の店頭備え置き。

(4)実施日等

実行可能なものから直ちに対応する。

49. 証券市場の改革促進プログラムと協会の取り組み(2002年)

金融庁は、2001年8月に発表した「証券市場の構造改革」の第2弾として、2002年8月6日に「証券市場の改革促進プログラム」を発表した。

同プログラムは、改革のための3つの柱として、(1)誰もが投資しやすい市場の整備、(2)投資家の信頼が得られる市場の確立、(3)効率的で競争力のある市場の構築を掲げ、それに基づき具体的な施策を提示している。

同プログラム発表後、投資信託関係については具体的に以下のような取り組みが行われた。

- ①プログラムにおいて「運用結果に対する顧客への説明責任の徹底も含めた運用体制のあり方」及び「運用結果に係る開示ルールの強化等、ディスクロージャーの一層の充実」という要請があった事を踏まえ、協会では証券投資信託を運用する委託会社会員に対して、アンケート調査を実施して実態把握を行った。そのアンケート結果等を基に、説明義務をより一層果たす観点からの措置等を検討し、「国民に信頼される投資信託に向けての取り組みについて」を取り纏め12月に新聞発表を行うと共に、同発表の中において自主ルール化等が必要なものについてはできるだけ早期の実現に向けて結論を得ることとした。
- ②投資信託の普及・発展のための取り組みとして、協会主催(金融庁後援)により、全国3ヶ所で「投資信託フォーラム2002」を開催した(11月1日札幌・11月5日福岡・12月13日東京)。
- ③投資信託に関する十分な情報提供を図

るため、「基準価額検索システム」(投資家が保有している投資信託の時価や損益等を知ることのできるシステム)を協会のホームページ上に開設し、10月31日に稼働した。

- ④信頼される投資信託・投資顧問サービスの確立、ディスクロージャーの充実、合理化等の観点から、金融審議会第一部会の下に設置された3つのワーキング・グループの内、「市場仲介者のあり方に関するワーキング・グループ」及び「ディスクロージャーワーキング・グループ」において、投信・投資顧問業者の「主要株主ルールの導入」、「最低資本金の引下げ」、「有価証券報告書等における記載事項の充実」、「適格機関投資家の範囲の拡大」等が検討され、法律改正の必要なものについては次期通常国会に法案が提出されることとなった。
- ⑤平成15年度税制改正については、「金融商品間の中立性の確保と課税の簡素化」の観点から、上場株式等の配当、譲渡益、公募株式投資信託の収益分配金について一律20%の源泉徴収のみで納税が完了する仕組み(申告不要)の導入や、「貯蓄から投資へ」との現下の政策課題に対応し、個人投資家の積極的な市場参加を促す観点から、一定期間税率を10%に軽減する措置、更に株式投資信託の解約・償還差損については、株式等の譲渡益との間での通算を可能にするという証券税制が与党三党の平成15年度税制改正大綱として決定された。
- ⑥証券決済制度改革については長年にわたる検討の結果、6月12日に「証券決

済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」が、12月6日に同法関連政省令等が公布された。これにより、投資信託の受益証券についても振替制度のもと、無券面化へと制度移行する道が開かれた。また、協会では本法の公布を受け、金融庁より講師を招き6月24日に説明会を開催すると共に、日本証券業協会が11月21日に公表した報告書「証券決済制度改革の推進に向けて」について、同協会の協力のもと、この報告書に関する説明会を12月17日に協会の会員向けに開催した。

50. 運用結果の投資者への説明責任と開示の充実(2002年)

制度・業務部会の下に「証券市場の改革促進プログラムに関する検討委員会」を設置し、同委員会において対応すべき事項について6回にわたり委員会を開催し検討を行った。同委員会が取り纏めた「国民に信頼される投資信託に向けての取り組みについて」は、12月24日開催の制度・業務合同部会です承を得た上で12月25日開催の理事会に諮り了承され、同日、投資信託委託業者を対象とした「証券市場の改革促進プログラムに関する説明会」を開催すると共に新聞発表を行った。

具体的な施策のうち自主ルール、ガイドライン化として措置するものは、できるだけ早期の実現に向けて結論を得るものとし、①運用報告書の記載内容の充実、適時開示については、業務部会の下に「ディスクロージャー専門委員会」で検討、②議決権の指図行使については、業務部会の下に「議決

権の指図行使に関する専門委員会」を新たに設置して投資信託委託業者の社内ガイドラインを作成する際の留意事項について検討、③販売用資料におけるパフォーマンス評価機関の評価情報の利用については販売広報部会で検討を行うこととされた。また、協会の基準価額検索システムと投資信託委託業者のホームページのリンクについて協会を中心に実施に向けて検討を進めることとされた。

51. 「目論見書の作成に当たってのガイドライン」の策定(2002年)

2001年10月3日開催の金融審議会金融分科会第一部会の下に「ディスクロージャーワーキング・グループ」が設置され、4回にわたる検討結果が、報告書「投資信託目論見書の記載事項の改善についての考え方」にまとめられた。その報告書の中で、目論見書改善の方法として「投資信託協会による自主ガイドライン」の策定が掲げられ、これについて制度部会の下に設置された「投資信託の開示制度改革に関する専門委員会」が検討に当たった。

検討は2001年12月9日から開始し、識者の意見やパブリックコメントによる一般からの意見も反映して案を取り纏め、2002年3月の制度部会での了承、同月の理事会での決定により、2002年4月1日から「目論見書の作成に当たってのガイドライン」として実施した。

このガイドラインは「会員委託会社がそれぞれの創意工夫により、投資信託・投資法人の目論見書を作成する上で基本的な注意事項を示す」ことを目的とし、具体的には、「一般的な注意事項」、「個別項目に関する

注意事項」についてそれぞれ列挙した。主な内容は以下の通りである。

<一般的な注意事項>

- 「作成」に当たっては原則として、
 - ・サイズは B5 または A4 とする。
 - ・活字は 10 ポイント 程度 とする。
 - ・投資者にとって見やすいものとなるよう表示方法を工夫する。
- 「文章表現」は原則として、
 - ・簡易かつ平易な表現に留意する。
 - ・一文の中ではひとつの情報についてだけふれる。
 - ・曖昧な表現、反語や二重否定は使用しない。
- 「用語」については、
 - ・難解な専門用語は極力使用しない。
 - ・巻末に用語集を掲載する等の工夫をする。

<個別項目に関する注意事項>

- 「情報提供」については、
 - ・情報の提供窓口及び提供方法を明示する。
 - ・運用報告書、資産運用報告書が交付される旨を明示する。
- 「手数料及び税金」については、
 - ・投資者が買付から解約(償還)までに直接、または間接に負担する費用、税金については、具体的な料率等を図表や参考例等を用いて、投資者がどのタイミングでどのような費用を負担するかについて理解しやすいように表示する。
 - ・信託報酬等は、総額及び内訳を料率等を用いて具体的に記載する。
 - ・その他費用(信託報酬以外で投資者が間接的に負担する費用)は、具体的に

記載する。

- ・留保金の徴収に当たっては、販売手数料の他に当該額が徴収される旨を記載する。

○「リスク」については、

- ・「投資信託、投資法人はリスク商品である。投資元本は保証されておらず、収益や投資利回り等も未確定の商品である。」旨を、際立つ形で投資者の目に付きやすい箇所に記載する。
- ・想定されるリスクが、それぞれファンドの収益性にどのような影響を与えるのかについて具体的に記載する。
- ・商品性格を理解する上で必修情報と考えられるリスクは記載順を上にする等の工夫をする。

52. 不動産投信の運用報告書・資産運用報告書の記載例を制定(2002年)

2002年1月22日に開催された第10回不動産部会において、「部会申し合わせ第11編 不動産投資信託の運用報告書及び不動産投資法人の資産運用報告書に係る記載例」が新たに定められた。これは、「部会申し合わせ第10編 不動産投資信託及び不動産投資法人のディスクロージャーに関する事項」に規定されている不動産投信の運用報告書等に係る個別の記載項目について、標準的な記載様式を規定したものである。主な特色は、

- ①同一の情報については、運用報告書や資産運用報告書のみならず、有価証券報告書等においてもなるべく同一の様式を用いて開示することを可能とした
- ②不動産投信においては、投資信託形態と投資法人形態が想定されるが、いず

れの形態の不動産投信であっても開示情報のレベルや様式は基本的に同一とすることとした

ことである。なお、この申し合わせは同日付で実施された。

53. 不動産投信統計資料の提出に関する規定の整備(2002年)

2002年12月10日に開催された第20回不動産部会において、「部会申し合わせ第8編の2 不動産投信統計資料等の提出について」が新たに定められた。この申し合わせは、統計の充実を図る観点から「協会として収集する不動産投資信託・投資法人に関する統計データについて必要な手当を行う。」ことを目的として「不動産投信等の業務等に関する専門委員会」において検討されたものである。

この申し合わせの主な内容は、①不動産投信の固有情報、個別の不動産投信の定性情報並びに上場時の状況等を把握、②不動産投信の月末情報「資産増減状況表」や「組入不動産全体の状況」等の帳票を用いて個別の不動産投信の月中動向等を把握、③不動産投信の決算・財務状況「財務状況」や「運用資産構成情報」等の帳票を用いて個別の不動産投信の決算情報等を把握、である。なお、この申し合わせは同日付で実施された。

54. 基準価額検索システムのホームページへの公開(2002年)

ホームページを利用しての情報提供の開示については、既に2001年5月より株式投信追加型の手数料等の公開を開始しているが、これに加え、新たに基準価額検索シス

テムの公開についても実施することとなった。これは受益者が保有するファンドの名称(愛称を含む)と購入日等を入力することで、現時点の基準価額の照会や過去の基準価額の推移をグラフで表す他、損益額や利回り計算等までも可能としたシステムである。一般の投資者に対しては、すべてのファンドについての情報をよりわかりやすく且つ様々な視点から提供すると共に、運用会社等に対しては更に魅力的な商品の開発・運用を促進することに資するための施策であり、10月31日より公開された。

その後、目論見書・運用報告書へのリンク等の機能の強化が図られている。

検索によって確認できるのは、以下の内容となっている。

- ①国内で設定された全ファンド
 - ・日々の基準価額と純資産総額
 - ・分配金とリターン情報(所有期間損益)
 - ・過去3ヶ月分の基準価額の履歴
 - ・過去1年分と3年分のグラフ
- ②日々決算型ファンド(MMF、MRF、中国ファンド等)
 - ・月間の分配金合計と利回り
 - ・月末純資産総額
- ③基準価額の月末一覧
 - ・株式投信の単位型・追加型、公社債投信の単位型

55. 公社債投資信託の個別元本方式への移行 (2002年)

2001年4月より「予想分配型の追加型公社債投資信託における組み入れ非上場債券の時価評価への移行」が順次実施された。市場まれにみる低金利が続く中、本制度の導入により公社債投資信託の基準価額が元

本割れとなる可能性も出てきた。公社債投資信託については従来、元本を下回る基準価額での追加設定はできないこととなっていた。このため、特に勤労者財産形成貯蓄制度の対象商品となっている長期公社債投資信託等が、万が一にも元本割れを起こして追加設定ができなくなれば社会問題に発展しかねないとして、その対応が急務とされていた。協会では日々決算型を除く追加型公社債投資信託について、追加型株式投資信託と同様の個別元本方式へ移行することについて、平成13年度(2001年度)の税制改正の時から要望してきたが、実現には至らなかった。

そこで平成14年度(2002年度)税制改正要望では、この問題を協会の最重点課題と位置付け改めて要望すると共に、金融庁等関係方面への精力的な働きかけを行った。また、協会の制度部会や日本証券業協会の専門委員会においても実務面での問題点等について検討してきた。一方、金融庁も8月に公表した「税制改正要望項目」において、「金融資本市場の基盤整備に資する税制措置」としてこの要望を取りあげたが、なかなか進展が見られなかった。

しかし、12月に入って、「基本的には現行と同様に元本超過分は全額分配した上で追加設定することとするが、(1)元本を割った値段での設定を認める、(2)1万円を超えるまでは分配しない、(3)元本割れ価額で取得した顧客がその後の値上がりで解約した場合は、利子所得として課税する」とする、税法を変えないで協会の収益分配ルールの変更によって対応する案が税当局より示された。

業界としては当初より、基準価額が元本

を下回る場合も上回る場合も、また決算日以外の日でも時価により随時追加設定を可能とする、追加型株式投資信託と同様の個別元本方式をそのまま採用することを検討していた。しかし、公社債投資信託の所得区分が利子所得である限り、配当所得である追加型株式投資信託の方式をそのまま採用するのは難しいことを踏まえ、税当局が許容し得るものとしてこの案を示してきたことを考えると、これを受け入れることも止むを得ない状況であった。そこで、この案に沿った形での具体的なスキームも含めて検討し、理事会の了承の下、この案を受け入れる旨を金融庁を通じて税当局に伝えたところ、2002年1月に入って税当局からも基本的な了解が得られた。

その後、2月に入って実務上の具体的な取り扱いについて日本証券業協会と共に国税庁との間で折衝を行う一方、3月の理事会において、理事会決議「証券投資信託の収益分配等に当たっての計理処理について」、「信託財産貸借対照表等の科目について」を一部改正し、個別元本方式に関する計理処理規定の新設や勘定科目の定義の変更を行う等制度の円滑な実施に向けて必要な手当てを行った。4月には国税庁より実務上の取り扱いについての了解が得られ、協会からは会員及び受託銀行に対し、日本証券業協会からは販売会社に対してこれを通知した。これにより、投資信託委託業者各社は個別元本方式を採用するファンドについて信託約款の変更を行うことにより2002年4月1日以降個別元本方式への移行が可能となった。

なお、投資家への周知としては、個別元本方式の内容を説明したポスターを8,000

枚、リーフレットを150万枚作成し、会員会社を通じて行うと共に、会員外の販売会社に対しては日本証券業協会を通じて行った。

56. 「国民に信頼される投資信託に向けての取り組みについて」の実施(2003年)

2002年8月に金融庁が発表した「証券市場改革促進プログラム」の要請を受け、協会では2002年12月に「国民に信頼される投資信託に向けての取り組みについて」を取り纏めた。この中で自主ルール化が必要なものについては、できるだけ早期に結論を得ることとし、(1) 議決権の指図行使関連規定の整備、(2) 運用報告書の記載内容の充実、(3) 適時開示 について、業務部会の下にそれぞれ専門委員会を設置し、検討を行い自主ルールの制定及び改正を行った。

(1) 議決権の指図行使関連規定の整備

受益者に対する忠実義務をより一層果たす観点から検討が行われ、「業務規程の一部改正」と「議決権の指図行使に係る規定を策定するに当たっての留意事項」を取り纏めた。これは投資信託委託業者に投資信託財産が保有する株式に係る議決権の指図行使に当たってその基本となるべき重要な事項である「議決権の指図行使の基本的考え方、その意思決定の権限やプロセス等の事項」を盛り込んだ社内規定の整備を求めたものであり、投資信託委託業者は、当該規定に基づき議決権の指図行使を行っていくこととなった。

また、「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」では、規定作成の際、各社が明示する項目として「規定作成の目的及び議決権の指図行使に係る

基本姿勢」、「議決権の指図行使に係る意思決定プロセス及び体制等の整備」の2点を挙げ、「スクリーニング基準」を設けた社にあっては、当該基準も明記することとなった。

また、その他留意事項の「開示について」は、前述の2点と「スクリーニング基準」を具体的に開示することとした。開示の方法としては、例えばホームページを利用する等様々な方法が考えられるが、いかに幅広い投資家の方々に知ってもらおうかという視点から投資信託委託業者がいろいろな工夫をこらし開示していくことが期待されている。

これらの措置は、2003年3月17日の理事会で了承され、当局の認可を経て、2003年6月1日から実施することとなった。

(2)運用報告書の記載内容の充実

専門委員会では、運用報告書における運用結果に関する説明記載等について、更に充実させる観点から検討を行い、2003年4月30日開催の業務部会(書面)において、「第3編ディスクロージャーに関する事項」及び「証券投資信託財産の運用報告書の様式及び記載例」の一部変更を決議し、6月30日から実施した。

これにより、運用報告書の記載事項について、新たにルール化した主な内容は次の通りであり、あわせて関連する様式及び記載例等を変更した。

- ①表紙に問い合わせ先の名称及び電話番号を記載
- ②ファンドのベンチマーク(ベンチマークが存在しない場合は参考指数)を明示し、ベンチマークに関する説明を記

載

- ③ベンチマークと運用結果の差異に関する説明及びその要因に関する説明を記載

(3)適時開示

専門委員会では、既に導入済みのMMFの月次開示に加えて、公募投信全般に適時開示を拡大させる方向で、ホームページに開示する対象ファンドの範囲、開示項目、開示頻度等について検討を行い、4月30日開催の業務部会(書面)において、「第3編ディスクロージャーに関する事項」及び「証券投資信託財産の運用報告書の様式及び記載例」の一部変更を決議し、6月30日から実施した。なお、取り纏めに当たっては会員投信会社を対象に実施時期等に関するアンケート調査を行い、その調査結果を踏まえたものとなっている。

これにより、投資信託委託業者は、主に下記の事項について、公募の証券投資信託を対象にホームページ等を利用した適時開示を月次ベース(当面の間は四半期ベース)で行うこととなった。

- ①追加型株式投信(一部のファンドを除く。)
 - イ ファンド概要(設定日、決算日、償還日、基準日における基準価額及び純資産総額等)
 - ロ 過去3年以上の基準価額推移グラフと基準価額の騰落率
 - ハ 過去3期以上の分配金実績
 - ニ 資産の組入状況(資産構成、組み入れ上位銘柄、業種別比率等)
 - ホ 基準価額に重大な影響を与えたと判断した内容

②追加型公社債投信(一部のファンドを除く。)

イ ファンド概要(設定日、決算日、償還日、基準日における純資産総額等)

ロ 過去3期以上の分配金実績(日々決算ファンドは、過去3ヵ月以上の直近7日間の年換算利回りの推移または分配金実績)

ハ 資産の組入状況(商品性格に応じて資産構成、組入上位銘柄、業種別比率等のポートフォリオの状況)

ニ 基準価額に重大な影響を与えたと判断した内容

57. 「個人投資家の幅広い市場参加に向けて」の実施(2003年)

2003年6月23日に公表された「個人投資家育成対策会議」の中間報告において、投資者の多様なニーズに応じた商品開発を促進する観点から、上場不動産投信・ETFを組み入れたファンド・オブ・ファンズを活用した商品の組成を可能とするため、協会ルールの整備を行う旨が盛り込まれた。これを受け、業務部会の下に株式、債券運用専門委員会において検討を行い、以下の内容を取り纏めた。

(1)上場不動産投信を組み入れたファンド・オブ・ファンズ

中間報告に盛り込まれる以前から、不動産投信の諸外国の制度、海外投信の不動産投信組み入れ制限等を調査し、上場・非上場、国内・国外を問わず、組み入れの量的制限等も含め、幅広く検討を始めていたが、中間報告を契機としてより議論を深め、7月のルール化に向けて更に検討を進めた。

この結果、2003年7月業務部会において、部会申し合わせ「第1編 運用に関する事項」の一部変更を決議し、7月18日開催の理事会に報告のうえ同日付で実施した。

主な変更内容は次の通りである。

①公募ファンド・オブ・ファンズの不動産投信の組み入れ

イ 公募のファンド・オブ・ファンズへの1不動産投信の組み入れは、当該ファンド・オブ・ファンズの純資産総額の30%以内とする。

ただし、特定の不動産指数に連動する投資成果を目指すファンド・オブ・ファンズについて、当該指数における時価の構成割合が30%を超える不動産投信がある場合には、構成割合の範囲で組み入れることができるものとする。

ロ 組み入れられる不動産投信は上場若しくは上場に準ずるもので、常時売却可能であること、時価評価が可能であること等の要件を満たすものに限るものとする。

ハ 投資信託委託業者は、投資した不動産投信の直近決算時点等における運用概要について、知り得る範囲で開示に努めるものとする。

②私募の証券投資信託等における不動産投信の組み入れ

私募の証券投資信託(私募の証券投資法人を含む。)における不動産投信の組み入れは、時価評価が可能であること等の要件を満たす不動産投信について、当該証券投資信託の純資産総額の範囲で組み入れることができるものとする。

(2)ETFを組み入れたファンド・オブ・ファンズ

ETF(株価指数連動型上場投資信託)は上場投資信託であることから、もともとファンド・オブ・ファンズへの組み入れは可能であったが、1ファンドへの投資を可能とすることや海外のETF、特にアメリカの代表的な指数であるS&P500には米国リートが一部含まれているものの、この指数も組み入れ可能となるよう、海外のETFの実態や各種指数の調査を幅広く行ったうえで、運用ルールの変更について検討を行った。

この結果、2003年9月25日開催の臨時業務部会において、部会申し合わせ「第1編運用に関する事項」の一部改正を決議し、同年9月26日から実施した。

主な変更内容は次の通りである。

①次に掲げる投資信託を組み入れる場合は、1ファンドに対してファンド・オブ・ファンズの純資産総額の範囲(100%)まで投資することを可能とする。

イ 投信法施行令第8条第2号に定める国内株価指数連動型上場投信

ロ 証取法第2条第1項第7号に定める外国投信で次に掲げるもの

a. 約款において外国の特定の株価指数に連動する運用成果を目指し、現物株式の出資による組成等が記載され、かつ当該国の取引所に上場または店頭登録(以下「上場」という。)されているもの

b. 約款において外国の代表的な特定の株価指数(主として株式で構成される指数で、業務部会で決定するものに限る。)に連動する運用成果を目

指し、現物株式等の出資による組成等が記載され、かつ当該国の取引所に上場されているもの

なお、業務部会で決定する指数は、当面、米国S&P500indexとする。

②公募のファンド・オブ・ファンズについては、次の通りとする。

イ 国内外の株価指数連動型上場投信の組み入れについては、上場されているもので常時売却が可能であること、価格が日々発表される等、時価評価が可能であること等の要件を満たすものに限るものとする。

ロ 株価指数連動型上場投信の市場価格との乖離を防止する目的のため株価指数等先物取引を利用することを可能とする。

ハ ファンド・オブ・ファンズへの組み入れに当たり、株価指数連動型上場投信または不動産投信については、選定条件に投資方針を具体的に明示すること等により、リスト(投資対象のファンド名称等)の記載を不要とすることができる。

③私募ファンド・オブ・ファンズについても、1ファンドに対してファンド・オブ・ファンズの純資産総額の範囲(100%)まで投資することを可能とする。

58. 引値保証取引の適正化のためのルール改正(2003年)

金融庁は2003年3月18日「引値保証取引等への対応」とする文書を公表し、引値保証取引等に関し、発注者、受託証券会社、取引所をはじめ各業界等に対して同取引についての自主ルール等を整備した上で適切

に実施することを要請した。

協会に対しても、会員各社の引値保証取引等の発注に関する適切な社内ルールの整備を含めた自主ルールの制定等が要請された。具体的には、会員各社が①引値保証取引等の発注に関して基準や手順の明確化、②受託証券会社による執行に関する基本的考え方の確認、③的確なモニタリング、④マーケットインパクト等も考慮した取引コストの適切な把握・管理、⑤発注証券会社の選定基準等である。

一方、この引値保証取引の適切な実施等については、この文書が公表される以前から、当局から各業界等に対してその検討が要請されており、協会においても既に自主ルール化に向けて業務部会の下で株式運用専門委員会において、上記の各要請事項等を含めたルール案の検討を行っていたため、翌3月19日開催の第54回臨時業務部会において決議し、即日実施した。なお、社内ルールについては、5月30日までに整備することとした。

主な変更内容は次の通りである。

(1)投資信託委託業者が、国内株式における引値を条件とした取引の指図を行うに当たっては、次の事項に留意し行うものとする。

- ①当該取引を行うことについて妥当性があること(当該取引を行うことの妥当性並びに証券会社から提示された大引(最終)値段を基にした条件の妥当性等を判断する基準等について定めること)。
- ②当該指図銘柄に係る市場の出来高や株価等の動向に応じた指図内容等を定めること。

③引値を条件とした取引の発注時刻に関する基準を定めること。

④発注証券会社の選定基準を定めること。

(2)証券会社がヘッジ取引の為の現物株式の売買を行う場合には、発注に際し、「マーケットインパクトを最も小さくするよう努めること。」等の条件を付して、株価動向に配慮した執行を行うよう要請するものとする。

(3)上記(1)・(2)について、その実効状況等を適時確認する体制を整備すると共に、その結果を基に社内ルールの変更等必要な対応を採るものとする。

①具体的な確認する事項

当該取引指図時の価格と終値を比較し、一定の変動が認められた場合。

②確認の方法

証券会社、情報ベンダー等により確認を行うと共に、必要に応じ当該取引を行った証券会社に、当該ヘッジ取引と当該証券会社に係るヘッジ取引に係る基本的考え方等の整合性に関して説明をもとめる。

③記録の方法

その内容を発注伝票等に記録する。

(4)発注証券会社の選定基準については、売買手数料のみならず、(3)の①、②を勘案すること。

59. 協会規則等の体系整備(2004年)

従来の協会諸規則等は、規則、細則、基準、理事会決議、部会申し合わせ等様々な名称のものが混在し、また、同じような内容の規定が重複している等の問題点が指摘されていた。

このため、①現行の諸規則等を原則とし

て「規則」及び「細則」に整理・統合することとし、必要に応じ「部会決議」を設ける、②規定の内容や性格から「理事会決議」とすべきものを「理事会決議」とし、表示方法の参考例や留意点を明示したものの等の規則化することに馴染まないものを「ガイドライン」とするとの整理方針に基づき、協会諸規則等を体系的に整理し、2004年3月に開催した理事会において新規則等を決定した。

なお、今回の諸規則等の整理は、規則の内容を見直すというものではなく、あくまで規則体系の整理を行うという趣旨であり、諸規則等の内容を変更する見直しは原則として行わないこととしたが、長年の部分的な改正や関係法令等の改正の結果、規定振りや字句の不統一が見られるもの、既に死文化しているようなもの等については、その見直しを行った。

また、部会決議の根拠を明確にするため、各規則に「部会への委任」や「委任の範囲」を定めた。

60. 弁護士会仲裁センターとの協定の締結 (2004年)

金融トラブル連絡調整協議会が2003年に策定した「苦情・紛争・解決支援のモデル」を受け、従来の苦情相談に加えて、委託会社が行う直接販売に関して「あっせん」による紛争の解決を図るため、弁護士会「仲裁センター」を利用する内容を盛り込んだ『苦情の解決等に関する規則』の改正を行った。

その後、弁護士会との協定の締結に当たり、話し合いを進め、2004年3月1日に東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東

京弁護士会との協定を締結した。

61. 投資サービス法(現・金融商品取引法) への対応(2005年)

2003年12月に公表された金融審議会金融分科会第一部会(以下「第一部会」という。)の報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において、「証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含めたより幅広い投資家保護のあり方について検討すること」が謳われたことを受け、2004年9月より第一部会で本格的な検討が開始され、2005年中も引続きその検討が行われた。投資サービス法については、金融商品の多様化や市場の国際化等、昨今の金融システムを取り巻く状況の変化に対応するため、(1)利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、(2)公正かつ円滑な価格形成を軸とする市場機能の充実と信頼性の向上、(3)市場の国際化がその趣旨・目的として掲げられている。協会は、同法について業界としての対応を議論するため、制度部会の下に投資サービス法に関する小委員会を設置した。

第一部会は、7月に「中間整理」を公表し、9月には意見募集を行った。この意見募集に対し、投資サービス法に関する小委員会において意見を取り纏め提出した。

提出した意見の主な内容は以下の通りである。

- ①投資信託及び投資法人と同様の経済実態を有する金融商品について同水準の規制を課す
- ②基準価額の過誤訂正について一定の基準・処理方法を定める
- ③複数種類の受益証券及び投資証券の発行を可能にする

その後、10月に第一部会での検討が再開され、12月には「投資サービス法(仮称)に向けて」と題された金融審議会第一部会報告書が取り纏められた。

投資サービス法はその後金融商品取引法と法律名が決定され、2007年9月30日に全面施行となった。

62. 信託法への対応(2005年)

信託法の現代化を目的とした法制審議会信託法部会での検討が2004年10月に開始された。信託法そのものは、信託に係る一般法として位置付けられるものであるが、信託に係る特別法として位置付けられている投資信託法に与える影響等に鑑み、2005年4月に協会は同部会に対して意見表明を行った。

法務省は、それまでの審議を取り纏めた信託法改正要綱試案を7月に公表し、意見募集を行った。この意見募集に対し、会員各社から意見募集を行い、投資サービス法に関する小委員会において取り纏めの検討を行った後、制度部会及び理事会の審議を経て法務省へ提出した。

意見を提出した主な項目は以下の通りである。

- ①投資信託は、多数の受益者が存在することから、受益者集会によらず受益者に書面等を交付して意思確認を行うことを認める。
- ②投資効率の向上等のため、複数の投資信託の併合を可能とする。
- ③投資信託は、無記名式の受益証券であることから、受益者名簿の作成義務を免除する。
- ④投資信託の信託事務に係る業務の第三

者への委託を可能とする。

- ⑤全ての受益者が賛成の意思表示をしている場合や積極的に異議申立てを行う受益者が存在しない場合について、受益者による事後の買取請求権の行使を認めない旨の措置を講ずる。

- ⑥受託者が同一であることが要件とされている信託の分割について、受託者が異なる場合においても可能とする。

その後、新・信託法は2007年9月30日に施行された。

63. 法令改正要望の実現に向けての取組み(2005年)

投資サービス法に関する小委員会並びに不動産部会の下に設置されている法令・税制ワーキングにおいて、これまでに協会から金融庁に提出していた法令改正要望のうち、未だ実現していないものについて優先順位を定め、改めて金融庁に対し適切に対応して欲しい旨の要請を行った。

主な要請の内容は以下の通りである。

- ①投資効率の向上を図るため、複数の信託財産の統合を可能とする。
- ②資金調達が多様化を図るため、投資法人によるCPの発行を可能とする。
- ③投資証券について、上場株式等と同様に大量保有報告制度の対象とする。

64. 確定拠出年金制度に関する改正要望(2005年)

確定拠出年金制度は、確定拠出年金法において同法が施行された2001年から5年目となる年に見直しを行うこととされている。そのため、2006年の制度改正を見据え、確定拠出年金制度について改善すべき事項を

取り纏めて厚生労働省に提出した。要望内容は以下の通りである。

(1)加入対象者の拡大

- ①企業型の確定拠出年金制度に加入していた社員が退職により国民年金の第3号被保険者(専業主婦)になった場合、その後は確定拠出年金制度での積み立てができない。

国民年金の第3号被保険者について、個人型の確定拠出年金制度への加入を認めて貰いたい。

- ②2006年4月から雇用延長が義務化されるが、定年年齢の引き上げが行われた場合には、60歳以降の掛け金拠出を認めて貰いたい。

(2)加入者の積み立て方法の多様化

- ①一定年齢到達時点で積み立て金額が少ない加入者に対して、自らの拠出等により必要な積み立て金額が確保できるような措置(キャッチアップ拠出)の導入を認めて貰いたい。
- ②自助努力により積み立て金額を増やすことを可能とするために、企業型年金加入者本人による掛け金の追加拠出を認めて貰いたい。

(3)元本確保運用方法に関する条件緩和

現状では、加入者に対して一以上の「元本が確保される運用の方法」を提示することが求められている。

加入者が長期的な投資を行うことにより、より高い利回りを獲得するという確定拠出年金制度の本来の考え方を実現させるためにも、元本確保運用方法の提示義務を撤廃して貰いたい。

(4)税制関連

- ①個々人の自助努力による老後資金形成

を支援するためにも、拠出限度額の更なる引き上げを認めて貰いたい。

- ②企業型年金加入者本人による掛け金の追加拠出が認められた場合には、これを所得控除の対象とすることを認めて貰いたい。

- ③現状はその適用が凍結されている特別法人税について、明示的に撤廃して貰いたい。

(5)その他

- ①運用方法の除外に当たっては全加入者から同意を得ることが求められているが、実務上非常に困難であり、要件を緩和して貰いたい。

- ②加入者の特別な事情により資金が必要となった場合には、プランからの中途引出しや借り入れを認めて貰いたい。

65. 大学における寄附講座の開設(2005年)

協会と日本証券投資顧問業協会は、学校における証券投資教育の普及促進のため、早稲田大学に「アセットマネジメントの世界」と題する寄附講座を共同で開設した。当該講座は、早稲田大学大学院フィナンシャル研究科教授を担当教授とし、後期において13回開講した。

講義内容 資産運用の機能や社会的位置付けを確認し、金融資本市場や法制度等その取り巻く環境をはじめ、資産運用における投資手法や日経新聞の読み方からアセットマネジメント・ビジネスの実態に至るまで幅広く学ぶ。

受講対象 全学部の全学年

講師 資産運用会社の実務家、学識経験者等から選任

次年以降においても講座を開設する大学を拡充し、引き続き実施している。

66. 会員の個人情報の取扱い等への対応 (2005年)

(1)「個人情報の保護に関する指針」の制定

「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律施行令」及び「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、金融庁は「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を制定した(2004年12月)。同ガイドラインにおいて、各事業団体に対して、その事業分野の実情に応じて個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を自主ルールとして定めることが要請された。

これを受け、制度部会の下に「個人情報の保護に関するガイドラインの作成に係るワーキング・グループ」を設置して検討を行い、第739回理事会(3月18日)において、委託業者等の会員が行う運用や直販業務等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、委託業者等会員が遵守すべき事項や必要な措置等を定めた「個人情報の保護に関する指針」を制定した。

なお、この指針の制定に当たっては、会員からの意見募集を行った他、一般向けのパブリックコメントに付した。

(2)「認定個人情報保護団体」としての認定

個人情報保護法には、民間団体の自主的取組みによる個人情報保護の推進を図り、民間団体が行う業務の信頼性を確保する目的で、個人情報の取扱いに係る苦情処理等の業務を行う民間団体を主務大臣が認定する、所謂、認定個人情報保護制度が設けられている。

認定個人情報保護団体は、①会員の個人情報の取扱いに係る苦情の処理、②個人情報の適正な確保に寄与する事項の会員への情報提供、③会員に対する研修の実施等、会員における個人情報の適正な取扱いを確保するための業務を行うこととされている。

協会は、認定個人情報保護団体の申請に向けて、第741回理事会(4月27日)において「会員の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則」及び認定個人情報保護団体としての業務を定めた「会員における個人情報の適正な取扱いの確保について(理事会決議)」を制定し、2005年7月1日付で認定個人情報保護団体として認定された。

(3)個人情報の取扱いに関する研修会の実施

会員の個人情報の取扱いに関する意識の向上を図るため、2005年12月8日(木)に日本証券投資顧問業協会との共催により、会員会社の職員を対象としたコンプライアンス研修を開催した。当日は、金融庁総務企画局企画課調査室課長補佐より「金融分野における個人情報保護法令と個人情報の取扱いに係る留意点」について講演が行われた。

研修会の開催状況は、以下の通りである。

開催日 2005年12月8日(木)

会場 東京証券取引所2階東証ホール

出席者 約160名

67. 講師派遣(2006年)

投資信託についての知識と理解の向上に資することを目的として、一般消費者、学生等の勉強会等に講師派遣を実施している。2006年5月より講師派遣の案内を協会ホームページに掲載し、広く一般に紹介している。

68. 緊急事態発生時の対応等(2006年)

2005年11月1日、東京証券取引所における株式取引が3時間近くにわたり全面的に停止するといった事態が発生した。これを受けて地震等の天変地異、テロ、システム障害等による内外の取引所の取引停止等、様々な緊急事態を想定し、こうした緊急事態が発生した場合に速やかに対応できるよう、あらかじめ投資信託業界等が講ずべき対応策やその実施に当たってのマニュアル等を整備する等の準備を行っておくため、12月には理事会の下に臨時に「緊急時対策検討特別部会」を設置し、緊急事態発生に備えて、その際の対応策等を検討することとなった。

この問題は販売会社や受託会社にも係わる問題であるため、日本証券業協会及び受託銀行にオブザーバーとして検討に参加してもらい、部会の下に専門委員会を設置し、次のような点について精力的な議論が行われた。

- ・想定される緊急事態とそれへの対策
- ・設定・解約の停止について
- ・基準価額の計算・公表のあり方
- ・特別対策部会のあり方について

2006年10月には「緊急事態発生時の対応等について(中間報告)」が取り纏められた。本件は銀行等、本会に入会していない販売会社や投資家等にも影響を与える問題であることから、本中間報告はパブリックコメントに付された。

その後、中間報告を踏まえたガイドライン案を作成し、2007年5月の理事会において「緊急事態発生時における投資信託の運営等に係るガイドライン」が制定された。

69. 「商品分類に関する指針」の制定

(2006年)

2003年6月の「個人投資家育成対策会議」において提案された「商品分類の見直し」を受けて、2004年1月より業務部会の下に専門委員会を立ち上げ、投資家にとって分かりやすい商品分類を目指して鋭意検討を進めた。専門委員会メンバーは当初運用会社のみであったが、見直しの大枠が固まった2005年4月以降は販売会社も交え、販売面からの検討も加えながら議論を進め、1ヶ月間のパブリックコメントを経て、2006年10月「商品分類に関する指針(理事会決議)」を決定した。

(1)基本的な考え方

新たな商品分類を検討するに当たって旧分類の問題点を洗い出した結果、株式投信のバランス型の範囲が広すぎて中身が分かりにくく、商品内容が明確になるように、実態に沿った分類にすべきであるということで認識が一致し、約款における運用の基本方針の記載内容で分類するという方向性を確認した。この方向性で検討を進めた結果、目論見書の表紙へ商品分類として位置づける項目と、目論見書等の本文の説明に使用する属性として位置づける項目、の大きく2つに整理した。

(2)具体的な内容

『目論見書の表紙等に記載する分類』には、「単位型・追加型」「投資対象地域」「投資対象資産」の区分の他、MMF、MRF、ETFといった法律や協会規則等で定義されている3商品に該当する場合には「独立した区分」として記載すること、また、一定のカテゴリーをなす「インデックス型」や投資

家に対して注意喚起が必要と思われる「特殊型」に該当する場合には、『目論見書の表紙へ補足として使用する分類』として記載すること、『商品の属性区分』は、目論見書の本文中において商品を説明する際に使用する区分や定義をおき、統一した言葉で説明することとした。

(3)パブリックコメントの実施状況

2006年6月1日から30日の1ヶ月間、ホームページで実施したパブリックコメントでは9者から32項目の意見が寄せられたが、これらについて更に専門委員会で検討を重ね、ファンド間の比較が容易になるよう商品分類や属性区分について一覧表を設けること等の改善を加え、2006年10月26日の理事会で「商品分類に関する指針(理事会決議)」を制定した。

なお、実施時期については、協会が行っている投信統計にも密接に関係するものであり、再構築を検討しているシステムの開発状況も勘案しながら実施時期を検討しているため、「別に定める日から実施し、実施日以降の新規設定ファンドから適用する。」としている。

Ⅲ. 投資信託関係年譜

【1951年（昭和26年）】

6.4 「証券投資信託法」公布施行

【1957年（昭和32年）】

7.10 社団法人証券投資信託協会設立（会長奥村綱雄）

8.15 証券投資信託協会（協会）、関係方面に対し長期性預貯金優遇策に関する要望書を提出

【1958年（昭和33年）】

4.1 所得税法の一部改正の法律公布施行、証券投資信託の収益分配金が単一所得課税に改正（33年度に限り収益の6%を源泉徴収、配当控除率10%）

9.3 日本勧業、玉塚、岡三の3証券会社が投信委託者として免許される

9.29 日本勧業証券が第1回単位型投資信託の募集を開始（10.28設定）

10.4 角丸、山崎の2証券会社が投信委託者として免許される

【1959年（昭和34年）】

1.14 協会、35年度政保債50億円の組み入れを決定

4.1 所得税法の一部改正の法律施行、証券投資信託の収益分配金に対する源泉徴収10%引き上げ

4.20 協会定時総会において福田会長が委託会社分離に関して説明

5.21 協会、証券投資信託分離問題研究委員会の新設を決定

10.23 協会、大蔵省に対し発効日決済取引

の保証金に有価証券を代用することについての要望書を提出

11.10 大蔵省、委託会社の分離に関し証券投資信託法施行規則の一部を改正する省令公布施行

12.1 公取委、5年以内に法定の1割以内にする条件をつけて証券会社の委託会社株式の全株保有を認める

野村、日興、山一の3委託会社設立

12.10 野村証券投資信託販売会社設立

12.12 大和証券投資信託委託設立

12.25 山一証券投資信託販売会社設立

【1960年（昭和35年）】

1.11 日興証券投資信託サービス会社設立

2.1 大和証券投資信託販売会社設立

2.17 大蔵省、野村、日興、山一、大和の4委託会社に投信委託者としての業務開始を正式に認可

2.26 大蔵省、野村、日興、山一、大和の4証券会社の各委託会社に対する営業譲渡と委託者業務の廃止、並びに4委託会社の各証券会社からの営業譲受につき正式許可

3.16 野村、日興、山一、大和の4投信販売会社が証券業者として登録

4.1 野村、日興、山一、大和の4委託会社及び4投信販売会社が営業を開始

4.14 大蔵省、証券投資信託の累積投資業務を許可

11.30 協会、広告宣伝に関する自主規制基準を決定

【1961年（昭和36年）】

1.26 協会、関係方面に対し証券投資信託の組入公社債を日銀の売買操作の対

- 象にされたいことについての要望書を提出
- 1.31 大蔵省、公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託について通達
- 2.10 大蔵省、公社債投資信託の募集方法について自粛を要望
- 4.1 「有価証券取引税法の一部を改正する法律」公布施行、公社債投資信託の受益証券に対する有価証券取引税が万分の3に引き下げられる
- 5.30 協会、証券投資信託制度改正案を決定し、大蔵省へ答申
イ 募集手数料制度の採用と信託報酬の引き下げ
ロ 収益分配方式の改訂
ハ 運用方法の合理化
- 6.14 大商、大井、大坂屋、玉塚、日本勧業、角丸、山種及び江口の8証券会社が証券委託会社設立
- 6.15 岡三、山叶の2証券会社が委託会社設立
- 6.16 大蔵省、前記10委託会社に業務開始を正式に認可
- 7.17 協会、資本金10億円未満の会社の株式を新たに証券投資信託に組み入れないことについて申し合わせ
- 8.1 前記10委託会社が営業を開始
- 11.30 証券界、当面の株価対策として公社債投資信託組入公社債の担保金融を日銀へ要請
- 12.21 公社債投資信託の売買委託手数料変更（販売手数料なし、買取手数料1万口につき50円）
- 所の委託証拠金の代用有価証券として認められる
- 4.13 協会、証券投資信託の健全な発展を図るため過当競争による弊害を防止することを目的として公正委員会を設置
- 4.19 公社債投資信託、国民貯蓄組合の非課税扱いの対象に認められる
- 6.18 協会、証券投資信託の募集、販売の際の割引販売等一連の過当競争防止策を決定
- 10.19 協会、受益証券の募集、販売の過当競争防止のための地区別申し合わせを実施することを決定
- 10.24 協会、大蔵大臣に対し株式投資信託に組み入れている公社債の流動化について要望書を提出
- 10.31 証券投資信託の保有公社債の流動化の要望が実現、都市銀行に興銀、長銀を含めた14行と信託銀行は株式市況対策として、政保債を対象に委託会社全14社に対する公社債担保金融の措置を決定
- 11.5 協会、担保金融による資金の運用には不当に値下がりした重要産業の株式に運用することを決定、なお、これに関連し、資本金30億円未満の会社の株式に対する運用限度を、従来の発行株式総数の20%から15%に引き下げることが決定
- 11.19 協会、「オープンの有価証券売買益の積立に関する申し合わせ」を決定

【1963年（昭和38年）】

- 4.1 証券投資信託の受益証券が穀物取引
- 9.20 協会等証券3団体、連合で西欧諸国との租税条約の締結を早急に実現す

るよう外務大臣、大蔵大臣に要望書を提出

【1964年（昭和39年）】

- 3.12 投信委託社長会、証券投資信託の運営について運用方針の明示、運用内容の報告、受益証券販売の公開、自主運用の確立等の方針を申し合わせ（3.16、理事会決定）
- 4.1 「租税特別措置法」の改正、株式投資信託の収益分配金が5%の源泉分離課税となる
- 4.8 協会、基準価格が5,000円未満の場合におけるユニットの収益分配率を4,000円台の場合は4%、3,000円台の場合は3%とすることを決定
- 5.25 日本勧業、山種、山叶の3委託会社が合併。新会社として朝日委託会社を創立
- 6.1 大蔵省、新たに証券局を設置、その下に総務課、企業財務課、証券業務課、投資信託課、証券検査課の5課を設置
- 9.21 協会、証券投資信託の募集、勧誘態度の改善措置として、勧誘態度の適正化、PRの徹底、過当競争の防止等の具体策を決定
協会、証券投資信託の健全な発展を図るため過当競争による弊害を防止する総合的自粛体制を確立する目的をもって公正委員会規則を改正し、同委員会の権限を強化
- 10.1 大阪屋、玉塚、岡三の3委託会社が合併新会社として日本委託会社を設立
- 11.16 協会、単位型投資信託の短期解約を防止するための措置として、1965年1月以降設定のユニットにつき、

設定後1年以内に解約を実行された場合には、その解約を請求した証券会社は受益証券1口につき50円（1万円もののユニットは100円）を当該信託財産に返戻する旨を申し合わせ

12.3 協会、証券投資信託運用の安定化に資するため1965年1月以降設定の単位型投資信託の株式組入比率を純資産総額の75%以内にとどめる旨を申し合わせ

【1965年（昭和40年）】

- 1.21 日本証券保有組合、証券投資信託保有株式の肩代わりを実行、約定代金総額820億円
- 3.27 日本証券保有組合、証券投資信託保有株式の第2回肩代わりを実行、約定代金総額41億円
- 6.7 協会、単位型投資信託の株価変動準備金制度を改正、決算期末に配当落後の基準価額が元本額を上回っている場合、その超過額の40%相当額を積み立てることとした（対象は1965年1月以降設定のユニット）
- 6.8 協会、基準価額が元本割れのまま償還期を迎えるユニットにつき、その信託期限を1年延長することを決定
- 6.16 日銀、証券投資信託の解約に対処するため、証券投資信託保有公社債中、日銀担保適格銘柄につき担保金融600億円を行うことを決定
- 6.21 協会、単位型投資信託の収益分配率の最高限度に関する申し合わせを決定（1965年7月決算分より実施）
- 7.15 日本証券保有組合、証券投資信託保有株式の第3回肩代わりを実行、約

定資金総額594億円

- 7.19 協会、証券投資信託の運営、仕組み、制度について改善合理化を推進するために、制度問題特別委員会を設置
協会、証券投資信託の改善合理化について第三者の公正な意見を仰ぐため、資本市場研究会（委員長高橋危吉氏）に研究を委嘱

- 10.18 協会、公社債投資信託について、1965年11月設定分から新たに募集手数料50円（1万口当たり）を外枠で徴することを決定

- 11.5 協会、単位型投資信託の制度改正を決定

その内容は、

- (1)1口の単位を1万円とする
- (2)外枠手数料の実施
- (3)証券投資信託はリスク・キャピタルであることの投資家へのPR
- (4)ディスクロージャーの推進等

【1966年（昭和41年）】

- 4.13 資本市場研究会、証券投資信託のあり方について、

- (1)証券投資信託委託会社の実質的独立の推進

(2)受益者中心の運営体制の確立等を骨子として意見書を取り纏めた

- 4.27 協会、資本市場研究会の提言を受け「投資信託の改善に関する特別委員会」の設置を決定

- 9.8 協会、延長ユニットのうち基準価額が依然元本割れのまま6年目の償還期を迎えるユニットにつき、その信託期限を更に1年延長することを決定

- 11.16 協会、「投資信託制度の改善に関する

要綱」を決定、その内容は、

- (1)委託会社の自主的運用体制の確立
- (2)証券投資信託協会による自主規制の強化

(3)単位型投資信託の制度改善（株式組入限度の引き下げと株価変動準備金の強化、早期解約防止のための措置等）

等を骨子としたもの

- 12.19 協会、委託会社の役員人事の自立化及び単位型投資信託の早期解約防止のための措置に関する実施要領を決定

【1967年（昭和42年）】

- 2.20 協会、新株引受権証券売買取引に関する申し合わせを決定

- 6.1 協会、追加型投資信託の販売方法の一形態としてのブロック・オファーについての実施要領を決定

- 7.19 「証券投資信託法の一部を改正する法律」国会を通過、8月1日公布10月1日施行、その主なる内容は、

- (1)委託会社の忠実義務
- (2)委託委託の行為準則
- (3)議決権等の指図行使義務
- (4)証券投資信託とみなす信託
- (5)証券投資信託協会等に関する規定

- 8.1 協会、信託財産として有する有価証券による議決権等の行使の指図に関する実施要綱を決定

- 9.22 協会、単位型投資信託の合体実施要領を決定、業務規程制定（9月30日付大蔵大臣許可、10月1日施行）

- 10.1 「証券投資信託法の一部を改正する法律」が全面的に施行

- 大蔵省、「証券投資信託法施行規則の一部を改正する省令」及び「証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令」を公布施行
- 10.16 協会、単位型投資信託の収益分配率の最高限度に関する申し合わせの一部改正を決定
- 【1968年（昭和43年）】
- 4.3 協会、「非上場公社債の株式投資信託相互間の売買価格」及び「株式組入限度に関する事務処理の猶予期間」について決定
- 8.16 協会、「単位型投資信託とみなす信託による合同運用」の要綱を決定
- 11.15 協会、外国業者に対する投信の募集、売買手数料の割戻し並びに常任代理人手数料に関する要望書を大蔵省証券局長に提出
- 【1969年（昭和44年）】
- 2.21 協会、信託財産相互間における株式売買の指図の具体的基準を決定
- 6.20 協会、会員業者が行う証券投資信託の「広告宣伝に関する基準」を決定
- 6.24 協会、非居住者の証券投資信託処分代金に関する制限撤廃の要望書を大蔵大臣あて提出
- 11.21 協会、「株式投資信託の資金の定着化」について決定
- 12.16 協会、証券金融会社の新株引受権の権利入札に関する申し合わせを決定
- 【1970年（昭和45年）】
- 1.16 協会、業務規程を改正、市場一部上場銘柄を原則としてすべて特定できることを決定（2月1日実施）
- 2.24 大蔵省、対外証券投資自由化の第一歩として、外国証券の投資信託への組み入れを認める方針を決定
- 4.1 追加型投資信託の売買仕法改正、申込日当日の基準価額で販売するいわゆるブラインド方式を採用
- 5.19 協会、「投資信託の対外投資に関する税制上の要望」を関係当局に要望
- 6.10 大蔵省、証券投資信託法施行規則の一部を改正する省令を公布施行。みなす信託について所要の整備を行った
- 12.22 協会、日本証券業協会と連名で勤労者財産形成制度の対象に株式投資信託を加えることについての要望書を労働大臣に提出
- 12.31 政府、閣議で株式投資信託をマル優制度及び勤労者財産形成制度の対象に加えることについての方針を決定
- 【1971年（昭和46年）】
- 2.19 協会、株式投資信託についての商品性格の明確化等を骨子とする「株式投資信託の運用の改善等について」を決定、4月1日より実施
- 6.11 大蔵省、7月1日より一般投資家による外国証券投資の自由化を実施すると共に、証券投資信託及び保険会社の投資限度額1億ドルの制限枠も撤廃すると発表
- 7.16 協会、業務規程及び「外国証券の組み入れについて」（1970年4月10日理事会決定）の一部を改正、8月20日より施行

【1972年（昭和47年）】

- 2.25 協会、証券投資信託の外国通貨建てによる運用資産の限度の撤廃を決定、26日より実施
- 3.21 協会、証券投資信託が組み入れを予定する外国株式を特定するに際しての要件について、純資産または自己資本の額を50億円以上から20億円以上とする等、その緩和措置を決定、即日施行
- 11.17 協会、株式投資信託に一定条件のもとでの市場二部銘柄の組み入れを可能にすること及び銘柄特定制度を廃止することを決定、12月1日実施
- 11.18 「外国投資信託証券の募集または売り出しの届出等に関する省令」公布、施行

【1973年（昭和48年）】

- 4.24 協会、外国為替市場が閉鎖になった場合の外国株式の評価の方法について決定
- 7.17 協会、信託財産が同一銘柄の株式に投資する比率の限度を買付基準とすることの実施要領を決定
- 8.6 協会、大蔵省主税局税制第一課長、同国際租税課長ほか関係方面に対し、「投資信託の信託財産が保有するイギリスの有価証券の配当等について課せられる租税の取り扱いについての要望」を提出

【1974年（昭和49年）】

- 3.11 協会、外国株証券投資信託の追加設定について自主ルールを決定（国際ファンド、内外フリー・ファンド、外

国株ファンドについては1974年1月末現在の残存元本を限度として、その元本までそれぞれ追加設定することができる旨の取り決め）（1975年6月廃止）

- 3.19 協会、名義書換中の株式または転換請求手続中の転換社債に係る株式について信託財産の信用売りができるための措置を決定
- 6.21 協会、証券投資信託の基本問題研究会は「証券投資信託の基本問題」を取り纏め、理事会に報告。協会は同日、新聞発表

【1975年（昭和50年）】

- 6.20 証券投資信託法施行規則の一部改正（直接解約請求制度導入のため）
- 6.21 所得税法施行令、施行規則の改正省令公布（株式を100%まで組み入れることのできる単位型の株式投資信託が誕生することとなったため、これをマル優対象から排除するための措置）
- 7.21 公社債投資信託について、一般投資者による解約請求制度（直接解約請求制度）を導入
- 12.8 協会、「ファミリーファンドについて」を決定し、1976年1月設定分より実施
<要旨>
 - (1)ベビーファンドの信託期間を7年（従来は無期限）とする
 - (2)全部解約限度額を当初設定口数の10分の1（従来は10分の2）とする
 - (3)無手数料乗換制度を廃止する
 - (4)受益者の早期買取控除額制度を廃

止する

本証券業協会、公社債引受協会、証券団体協議会と連名)

【1976年（昭和51年）】

- 1.13 協会、法務省民事局参事官室あて、会社法改正に関する意見書を提出
- 2.16 協会総務委員会、「証券投資信託の設定・解約の平準化のための措置について」を決定
- 8.1 株式投資信託に直接解約請求制度を導入
- 9.9 協会、国税庁直税部長あて「証券投資信託の信託財産につき課せられた外国所得税額の取り扱いについて」の要望書を提出

【1977年（昭和52年）】

- 3.18 協会、「設定枠等について」を決定

【1979年（昭和54年）】

- 1.19 協会、「株式投資信託の設定ルール等について」を決定（1979年以降は設定ルールを設けなくなった）
<要旨>
 - (1)大手4社の79年中の株式投資信託の設定額は、78年中の設定額の10%増額の範囲内にとどめることを目処とすること
 - (2)79年中における新商品の設定は、2本以内（ただし、有期限のものは1本以内）とすること
 - (3)ブロック・オファーによる追加設定額は、追加設定直前の純資産総額の20%程度、予約募集の場合は30%程度の範囲にとどめること
- 7.20 協会、「株式会社の機関に関する改正試案」に対する意見書を提出（日

【1980年（昭和55年）】

- 1.4 定額手数料制度を採用している株式オープンが定率手数料制度に改められる
- 4.16 協会、「株式会社の計算、公開に関する改正試案」に対する意見書を提出（日本証券業協会、公社債引受協会、証券団体協議会と連名）
- 9.19 協会、「ファミリーファンドの改善要綱」を決定（1980年12月募集開始分から実施）
協会、「ファミリーファンドの収益分配率の最高限度に関する申し合わせ」の撤廃（10月決算分からの実施）

【1981年（昭和56年）】

- 4.17 協会、「追加型株式投資信託の改善について」を決定（6月1日実施）
（計算期間、手数料等の改定）

【1982年（昭和57年）】

- 4.6 大蔵省、協会会員外の証券会社に対し、中期国債ファンドの取り扱い（累積投資業務）を認可
- 4.9 協会販売広報委員会、「ブロック・オファーの実施要領」を一部改正（同一ファンド1カ月2回の回数制限を撤廃し、1カ月の追加設定額を原則として純資産総額の50%程度までとする）
- 9.24 協会、「公社債投資信託の改善について」を決定（1982年10月20日以降に計算期間の始まるものから実施）

<要旨>

- (1)解約手数料を120円から100円に引き下げ
 - (2)信託財産留保額の廃止
 - (3)信託報酬の上限を万分の35から万分の70に引き上げ、その範囲内で各社原則自由とすること
- 11.19 協会、「証券投資信託受益証券公開販売証券会社準会員規則」を制定

【1983年（昭和58年）】

- 4.11 定時定型の単位型株式投資信託、国債型ユニット、ファミリー発足
- 8.4 「証券投資信託委託会社の行為準則に関する省令」の一部改正（無担保転換社債の組入限度の拡大）

【1984年（昭和59年）】

- 2.22 協会、株式投資信託の各社別運用成績の公表を決定（1984年2月決算分から実施）
- 8.1 証券投資信託、海外CP、CD組み入れ開始
- 9.3 大蔵省、中期国債ファンドと普通預金を組み合わせた新しい金融商品の発売を全面的に認める方針を決定
- 10.27 「証券投資信託の委託会社の兼業の承認について」の通達制定（委託会社の投資助言業務の兼業承認）

【1985年（昭和60年）】

- 5.23 変額保険等の導入に対する要望書を提出（日本証券業協会と連名で大蔵省銀行局保険部長あて）
- 9.12 大蔵省、「累積投資業務の承認について」の通達を一部改正、恒常的に

預り金が発生しない公社債投資信託（中期国債ファンド、利金ファンド、フリーファイナンシャルファンド）の取り扱い基準について、資本金2億円の規制を撤廃

- 9.21 証券投資信託法施行規則の一部改正（債券先物取引関係）
- 10.19 証券投資信託、債券先物市場に参加
- 11.27 証券投資信託の外国証券投資対象市場が9カ国11市場から22カ国30市場に拡大

【1986年（昭和61年）】

- 3.3 証券投資信託受益証券の代用有価証券化スタート
- 3.25 協会、「委託会社の役員人事の自立化について」の申し合わせ廃止
- 6.9 大蔵省「証券投資信託に関する通達の一部改正について」を通達 証券投資信託の委託会社の事業承認の範囲が拡大され、委託会社が一般的な投資顧問業務を行えるようになる
- 6.13 協会、各社のファンドの成績順の運用成績ランキングの発表開始

【1987年（昭和62年）】

- 1.20 証券投資信託、債券先物の組入枠を拡大
- 1.23 単位型株式投資信託、募集手数料（1口＝1万円）を300円から100円引き下げ200円となる
- 9.16 証券投資信託で海外金融先物取引及び先物オプション取引の利用が可能となる

【1988年（昭和63年）】

- 1.5 大蔵省、特定金銭信託、ファンド・トラストの3月末の決算処理基準について大幅に弾力化する方針を決定
- 1.26 大蔵省証券局「投資信託に関する研究会」を発足（5月27日まで8回開催）
- 2.8 証券投資信託、外国証券投資の対象市場にジュネーブ、タイ両証券取引所を追加、23カ国、29市場に拡大
- 10.5 大蔵省証券局「投資信託研究会」を発足①投信の運用対象②商品性の多様化③ディスクロージャーの充実等検討項目を決定
- 11.16 協会「投資信託に関する調査」（投資信託保有世帯対象＝1988年9月実施）結果を発表、証券投資信託の平均保有額はスポット商品315万円、株式オープン278万円、ファミリー・ユニット230万円、トップ229万円、公社債投資信託197万円、中期国債ファンド172万円となっている
- 12.13 証券投資信託、国内CD及びCPの組入限度を緩和（純資産の20%まで拡大）

【1989年（平成元年）】

- 2.20 大蔵省、中期国債ファンドへの中期国債の最低組入限度を50%から30%に緩和することを決定
- 3.1 外国証券会社と外国投資顧問会社10社、大蔵省に対して投資信託業務参入の要望書を提出
- 6.16 協会、投資委託会社と証券会社との間にファイヤーウォールを確立するための自主ルールを決定（7月1日

から実施）

- 12.14 大蔵省「投資信託業務の免許基準の運用について」を発表、外資系証券会社が国内に新規投信会社を設立する場合等の基準

【1990年（平成2年）】

- 3.9 協会、投資信託制度の改善等を決定昨年5月の投資信託研究会が行った提言をふまえ①商品性の多様化②運用の安定性の確保③情報公開の充実からなっている
- 5.8 協会、国内で設定する投資信託について短期国債の組み入れ制限を純資産の30%以内から50%以内とすることを決定
- 8.1 証券投資信託業界が、①中途解約留保金の新設②募集手数料の多様化③信託報酬の引き下げ等の制度改正を実施（同日募集ファンドより適用）

【1991年（平成3年）】

- 7.1 証券投資信託業界、制度改善の一環として、「単位型投資信託の償還乗り換え優遇措置」を導入（7月1日以降募集開始分に適用）
- 12.20 証取審「免許基準の具体化・明確化（証券投資信託業務を含む）について」を自由討議

【1992年（平成4年）】

- 1.24 大蔵省は中期国債ファンドの商品性改善と新型の短期公社債投資信託の創設並びに信託業界の実績配当型合同運用金銭信託の創設を認めることを決定

- 2.1 証券投資信託委託会社は中期国債ファンドにおける中期国債の組入比率と余裕金運用比率の制限を変更
- 3.31 政府、経済対策閣僚会議が緊急経済対策を発表。投信関係では「大口投資家向け株式投資信託の設定を推進する」とうたわれる
- 4.1 中期国債ファンドの商品性改善（30日未満の換金に当たっての買取手数料の廃止とそれに代わる信託財産留保金制度の導入、公社債及び投信の利金・分配金・償還金による1円以上1円単位の買い付け）を同日申込分より実施
- 4.24 大蔵省が「証券投資信託業務の免許基準の運用について」を発表
- 7.20 「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」が施行。通達・事務連絡及び口頭指導等が全面的見直しにより整理統合及び協会規則へ移行。証券投資信託関係では、19本の通達が廃止され、代わって「投資信託委託会社の業務運営について」と題する新通達が示達。また、11本の通達が協会規則へ移行され、これを理事会規則と委員会申し合わせで受け入れる
- 8.28 経済対策閣僚会議が「総合経済対策」を発表。投信関係では、「長期保有に適した株式投信の商品開発等を推進する」とうたわれる
- 11.20 協会「証券投資信託の収益分配金及び償還金の支払いの早期化」を決定。1993年4月1日より実施
- 【1993年（平成5年）】
- 1.21 財形制度研究会が勤労者財産形成審議会に「財形貯蓄商品への株式投資信託の導入（財形制度研究会第1次取り纏めについて）」を提出。同審議会はこれを了承
- 3.12 協会が償還乗換の優遇措置の対象に追加型投信を可能とする等を内容とする「投資信託の償還乗換の優遇措置について」を制定。即日実行
- 3.19 協会がブロック・オファー制度の廃止等を内容とする「追加型投資信託の制度の改善について」を取り纏める
- 3.31 「租税特別措置法の一部を改正する法律」「同法施行令の一部を改正する政令」等が発表され、老人等の少額貯蓄や財形貯蓄の非課税限度額が引き上げられると共に、財形貯蓄の非課税対象となる範囲に株式投資信託が加わる
- 4.9 大蔵省が「証券投資信託委託会社の新規参入に伴うルール整備について」と題する新聞発表を行い「証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令」「証券投資信託法施行規則」の一部改正を公布。施行は5月6日
- 6.1 MMF（マネー・マネージメント・ファンド）の最低預入単位引き下げ（100万円→50万円）を実施
大蔵省が証券会社の兼業として承認される業務にMMF・中期国債ファンドのキャッシング等を定める「証券法第42条及び第42条の2に基づく兼職及び証券会社等の兼業の承認について」通達を一部改正

- 8.9 大蔵省が証券投資信託に関する勉強会を設置し、初会合
- 9.16 経済対策閣僚会議が緊急経済対策を発表。証券投資信託関係では信託約款の個別承認審査基準の明確化、審査事務の透明性の確保と迅速化が掲げられる
- 9.30 大蔵省が「手続きの簡素化等について」を発表。証券投資信託関係は信託約款の個別承認審査基準の明確化等9項目が掲げられている
- 10.19 大蔵省が「投資信託研究会」の設置を発表。初回は11月19日
東証・大証は、大口取引に係る株式委託手数料の自由化を決定
- 11.8 MMF、中期国債ファンドのキャッシング業務を開始
- 11.22 大蔵省が勤労者財産形成貯蓄制度の対象となる株式投資信託の新商品を認可
- 12.21 大蔵省が「手続きの簡素化、規制の緩和等について」を発表。証券投資信託関係は信託財産の保有有価証券の貸付等24項目
- 【1994年（平成6年）】
- 1.6 大蔵省、証券局長通達「投資信託委託会社の業務運営について」を一部改正。1月10日施行
協会、受益証券説明書・運用報告書の交付の徹底を図るため「ディスクロージャーに関する事項」の申し合わせの一部改正を決定。1月14日実施
- 1.14 協会、償還金等をもって他の証券投資信託に乗り換える場合の適用期間を自由に定められるよう「投資信託の償還乗換優遇措置」の具体的取り扱い要領の一部改正についてを決定。同日実施
- 2.10 協会、4月1日以降半期を迎えるファンドから半期運用報告書（ファンド概況）を作成し公布することを決定
- 2.18 協会「投信委託会社が投信を直接販売する場合の自主ルール」を決定。3月17日施行
- 3.29 大蔵省「証券投資信託法施行規則の一部を改正する省令」を公布。4月1日施行
- 3.31 大蔵省、証券局長通達「投資信託委託会社の業務運営について」を一部改正。4月1日施行。自治省「地方税法施行令の一部を改正する政令」を公布。投信委託会社が特別徴収事務者として指定を受ける。4月1日施行
- 6.22 投信研究会「投資信託の改革に向けて」と題する報告書を取り纏める
- 7.15 大蔵省、MMFの最低購入単位を50万円から10万円に引き下げる等「MMF、中期国債ファンドの商品性の改善について」を発表。10月17日申込分から実施
- 10.26 協会、第8回国際投資信託会議を東京で開催。28日に共同コミュニケを発表
- 12.7 大蔵省、投資信託研究会のフォローアップ会合を開き、投資信託改革の具体策を報告
- 12.12 大蔵省「投資信託改革の概要について」を発表
協会「投資信託改革の実施について」を発表。大蔵省の投資信託研究会の提言「投資信託の改革に向けて」

(6/12)を受け、投資家の立場にたった制度の改善について具体的細目を記者発表

- 12.21 大蔵省、証券局長通達「外国投資信託の国内販売に係る取り扱い基準について」を示達
- 12.27 大蔵省「証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令の一部を改正する省令」等を公布。1995年1月1日施行
協会、制度改革に基づく業務規程及び各種委員会申し合わせの変更を決定。4月1日実施

【1995年（平成7年）】

- 1.10 大蔵省、日米両国政府が日米包括協議・金融サービス協議で合意したと発表。証券投資信託における日本側措置は①投資信託業務と投資一任業務の併営②パフォーマンスデータの公開③運用規制の緩和等
- 1.31 大蔵省「委託会社の免許運用基準及び投資一任業務の認可基準」の一部を改正することを決定。2月1日施行
- 3.7 証団協「新時代を迎える我が国投資信託」と題するレポートを発表
- 5.16 東証、日経300株価指数連動型上場投資信託を上場と同時に信用取引の対象とする。29日実施
- 5.29 全国8証券取引所、日経300株価指数連動型上場投資信託を上場
- 6.6 協会、6月より株式投信追加型を新スタイルで公表することを決定
- 6.16 協会「会社型投信の導入に向けて」と「デリバティブのリスク管理及びディスクロージャーのあり方について」を発表

- 10.18 協会、理事会で「広告・宣伝に関する基準」等を一部改正。協会での広告事前審査の完全廃止、景品類の提供に関する規定及び比較広告に関する規定の新設。同日実施
- 11.30 大蔵省、日経300株価指数連動型上場投資信託を累積投資業務の対象に取り入れる等のため、証券局長通達「証券会社の免許及び許可基準・手続き等について」を一部改正

【1996年（平成8年）】

- 2.16 協会、投信のパフォーマンス評価機関に提供するデータの範囲を決定
- 3.29 政府「規制緩和推進計画の改定について」を閣議決定。証券投資信託関係としては、債券の借り入れ・空売りの容認、保有株式以外の信用売りの容認、投信法における独禁法適用除外規定を平成8年度末までに削除等
- 4.19 協会、投信懇話会を設置し、第1回会合を開催
- 6.28 大蔵省「投資顧問業者の業務運営について」通達を一部改正し、投資顧問会社が親証券会社へ発注することを原則廃止した規制を緩和
- 7.25 行政改革委員会と規制緩和委員会、10分野38項目の「規制緩和に関する論点公開（第4次）」を発表。証券投資信託関係は証券投資信託の販売の自由化、証券投資信託会社の免許制廃止等
- 8.1 大蔵省、決算・償還公告の記載内容を簡素化するため証券局長通達「証券

- 投資信託委託会社の免許基準の運用及び業務運営について」の一部を改正
- 10.17 経済審議会行動計画委員会金融ワーキング・グループ、金融分野の規制緩和に関する提言を取り纏めた「我が国金融システムの活性化のために」と題する報告書を公表。証券投資信託関係としては会社型投資信託の導入に向けての環境整備、集中投資制限の撤廃等
- 12.19 協会、ホームページを開設
- 【1997年（平成9年）】
- 1.10 協会、証券教育推進のため協会内に特別顧問会を設置し第1回会合を開催
- 3.12 協会、評価機関向けのデータ提供を4月1日から開始すると発表
- 7.31 大蔵省「金融・証券関係の規制の撤廃等について」を新聞発表。MMFと中国ファンドの入金単位・解約規制の撤廃は8月、証券総合口座の導入は10月から。銀行等の店舗の間借りによる直接販売は12月から実施
- 9.19 協会、証券総合口座向けファンドの運用ルールを決定
- 10.1 大蔵省、証券局長通達「証取法第42条及び第42条の2に基づく兼職及び証券会社等の兼業の承認について」を一部改正
- 10.14 協会、12月1日から金融機関等の店舗を借りての直接販売解禁に向け、協会自主ルールについての骨子を決定し、新聞発表
- 11.10 協会、投信委託会社の金融機関の店舗借りによる投信受益証券の直接販売に係る協会自主ルールを定め新聞発表
- 11.12 協会、投資信託の窓口販売に従事する委託会社営業職員を対象に第1回目の研修を開催
- 11.26 協会、6月9日開催の理事会決定に基づき、再発防止に係る研修を実施
- 12.1 都市銀行等11行と日本生命の計44店舗において投信の窓口販売開始
- 【1988年（平成10年）】
- 3.31 政府「規制緩和推進3カ年計画」を閣議決定。証券投資信託関係としては委託会社の認可制への移行、銀行等金融機関本体による投信販売の解禁、私募投信・会社型投資信託の創設等
- 6.8 大蔵省「証券会社、証券投資信託委託会社及び証券投資顧問業者等の監視等にあたっての留意事項について」（事務ガイドライン）を示達
大蔵省、金融機関に対する通達を見直し「投資信託委託会社の免許基準の運用及び業務運営について」と「証券投資信託約款承認に係る取り扱いについて」を廃止
- 6.19 協会、非上場債券の時価評価制度の導入についてその実施要領を内外に公表
- 11.20 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令」等公布。12月1日施行
- 11.24 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則」等公布。12月1日施行
- 12.1 金融監督庁「証券投資信託業者及び証券投資法人等の監督関係」（ガイ

ドライン)を示達

【1999年(平成11年)】

- 2.19 企業会計審議会、第1部会を開き「有価証券報告書の記載内容の見直しに係る具体的な取り扱い」をまとめ、公表
- 6.6 公認会計士協会が投信の監査について事務ガイドラインを作成
- 6.9 郵便貯金の事業経営に関する将来ビジョン研究会、郵便局における投信販売を検討すること等を提言した中間報告書を取り纏め
- 6.18 協会、予想分配型投信の非上場債券の時価評価を2000年4月から実施することを決定
- 6.30 協会、東証、日証協、証券広報センターの証券4団体が2002年から使用される教科書の中学校学習指導要領が告示されたことを受け、市場経済と金融をわかりやすく表現した中学生用教科書モデルを作成
- 8.13 協会、証券投資信託の広告の実態と広告する際の注意点を喚起する「証券投資信託の広告表示に関する実態調査報告書」(8.12公正取引委員会取り纏め)を会員に送付
- 9.27 協会「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」及び「証券取引法」等の改正要望を大蔵省及び金融監督庁に提出
- 10.25 協会、日証協と合同で「証券投資信託の開示制度に関する法令改正要望」を取り纏め大蔵省に提出、26日プレス発表
- 10.29 協会、直販に関し公共法人等が支払

いを受ける収益分配金の非課税の取り扱いについて、経過措置後の事務取り扱い要領を変更

【2000年(平成12年)】

- 2.1 組織的犯罪処罰法の施行により、委託会社も犯罪に係る疑いのある取引情報を金融監督庁に届け出る義務が課される
- 2.4 協会のロゴマーク(マネージメントのMとセールスのSを組み合わせて具象化したイーグル)を決定
- 4.1 追加型株式投資信託の課税の計算方法が「平均信託金方式」から「個別元本方式」へ移行
- 5.23 不動産投資信託を解禁する「投資信託及び投資法人に関する法律」、SPC設立手続き等の簡素化等を盛り込んだ「資産の流動化に関する法律」、証券取引所等の株式会社化や企業内容等の開示制度の電子化を可能とする「証券取引法」、金融サービスの利用者保護を図るため業者の説明義務等を明確化した「金融商品の販売等に関する法律」が成立
- 5.31 「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」等(「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正」を含む)が公布(同年11月30日施行)
「金融商品の販売等に関する法律」公布(2001年4月1日施行)
開示用電子情報処理組織による手続きの特例を含む「証券取引法の一部を改正する法律」が公布(開示制度の電子化については2001年6月1日

から段階的に順次施行)

- 11.30 証券投資信託法の改正を受け、協会の名称が「社団法人証券投資信託協会」から「社団法人投資信託協会」に改称

【2001年（平成13年）】

- 3.26 「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」を公布
- 4.1 金融商品販売法、消費者契約法施行
- 5.10 金融庁、株価指数連動型上場投資信託（ETF）の導入に関し、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」等の改正案を公表
- 5.15 東証、「株価指数連動型上場投資信託（ETF）を上場するための制度の見直し」についてパブリックコメントを実施
- 東証、「不動産投資信託の上場前の公募または売出しに関する規則」を制定
- 8.8 金融庁、個人投資家が主役の証券市場の構築に向けて「証券市場の構造改革プログラム」を公表
- 9.12 11日の米国同時多発テロに伴う NY 証券取引所の休場を受け、米国株等を主要投資対象とする一部の投資信託について、解約・買付の受付を中止
- 9.14 マイカルの民事再生法適用申請に伴い、一部の MMF が元本割れ
- 10.9 協会、東京証券取引所ビル 6 階に移転
- 12.5 協会、メールマガジンを発行

【2002年（平成14年）】

- 1.18 協会、「MMF の安定性確保のための方策」を公表
- 3.15 協会、「目論見書の作成に当たってのガイドライン」を制定（4月1日から実施）
- 4.1 長期公社債投信、個別元本方式に移行
- 証券取引法施行令、金融機関の証券業務に関する内閣府令の一部改正が施行。登録金融機関による ETF の取り扱いが可能に
- 4.25 金融トラブル連絡調整協議会、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて」を公表
- 4.26 金融機関による顧客の本人確認法が公布
- 6.21 金融庁、「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」を公表
- 6.28 金融庁、「今後の金融税制のあり方について」を公表
- 8.6 金融庁、「証券市場の改革促進プログラム」を公表
- 10.31 協会、ホームページ上における基準価額の検索システムを稼働
- 12.25 協会、「国民に信頼される投資信託に向けての取り組みについて」を公表

【2003年（平成15年）】

- 1.23 協会、証券税制改正に関するリーフレットを作成、配布
- 3.31 協会、ホームページの基準価額検索システムから運用報告書へのリンクシステムを稼働

- 5.30 協会、ホームページの基準価額検索システムから目論見書等へのリンクシステムを稼働
- 9.25 協会、ETFを組み入れたファンド・オブ・ファンズ商品が可能とするため、申し合わせの一部を改正

【2004年（平成16年）】

- 3.19 協会、協会規則の体系を整備（新たな規則体系は4月1日から実施）

【2005年（平成17年）】

- 3.18 協会、「個人情報保護に関する指針」を制定、4月1日実施
- 4.1 改正証券取引法（目論見書制度の合理化等の措置）が施行
個人情報保護に関する法律が全面施行
- 7.1 協会、認定個人情報保護団体に認定
- 10.3 日本郵政公社の投資信託販売が開始
- 10.5 協会、早稲田大学において、日本証券投資顧問業協会と共同で寄附講座を開設

【2006年（平成18年）】

- 1.20 協会、規律委員会の運営等及び会員の処分等に関する規則を制定、3月1日から実施
- 7.1 協会、規律委員会委員の一部に学識経験者等の会員以外の者を選任

IV. 歴代会長

歴代会長一覧

期間	氏名	就任時の職名
1957.7.10~58.4.30	奥村 綱雄	野村証券社長
1958.4.30~59.4.20	〃	〃
1959.4.20~60.4.20	福田 千里	大和証券社長
1960.4.20~61.4.20	大神 一	山一証券社長
1961.4.20~62.4.23	永井 仙吉	日興証券投資信託委託社長
1962.4.23~63.4.24	瀬川 美能留	野村証券社長
1963.4.24~64.4.15	大神 一	山一証券社長
1964.4.15~65.4.26	西村 正己	大和証券投資信託委託社長
1965.4.26~66.4.25	湊 守篤	日興証券社長
1966.4.25~67.4.28	神原 藤佐尾	野村証券投資信託委託社長
1967.4.28~68.4.26	間島 達夫	山一証券投資信託委託社長
1968.4.26~69.4.25	窪谷 直光	専任(元大蔵省国有財産局長)
1969.4.25~70.4.28	〃	〃
1970.4.28~70.11.27	〃	〃
1970.11.27~71.11.29	〃	〃
1971.11.29~72.11.28	渡辺 逸亀	専任(元大蔵省造幣局長)
1972.11.28~73.11.29	〃	〃
1973.11.29~74.11.29	〃	〃
1974.11.29~75.11.29	〃	〃
1975.11.29~76.11.29	長澤 正夫	専任(元野村証券投資信託委託会長)
1976.11.29~77.11.29	〃	〃
1977.11.29~78.11.28	〃	〃
1978.11.28~79.11.28	〃	〃
1979.11.28~80.11.27	吉田 進	専任(元大和証券投資信託委託会長)
1980.11.27~81.11.27	〃	〃
1981.11.27~82.11.29	塚田 通明	専任(元山一証券投資信託委託会長)
1982.11.29~83.11.25	〃	〃
1983.11.25~84.11.25	柿原 春市	専任(元野村証券投資信託委託会長)
1984.11.25~85.12.24	〃	〃
1985.12.24~87.12.23	高岡 達	専任(元日興証券投資信託委託会長)
1987.12.23~89.6.26	浅尾 敏靖	大和証券投資信託委託会長
1989.6.26~90.6.29	北村 一男	山一証券投資信託委託会長
1990.6.29~91.6.28	木村 敏明	日興証券投資信託委託会長
1991.6.28~92.6.30	井阪 健一	野村証券投資信託委託会長
1992.6.30~93.6.30	細井 幸夫	大和証券投資信託委託会長
1993.6.30~94.6.30	木村 敏明	日興証券投資信託委託会長
1994.6.30~95.6.30	福島 吉治	野村証券投資信託委託会長
1995.6.30~96.6.28	岡田 幸男	山一証券投資信託委託会長
1996.6.28~97.6.30	佐野 隆巳	大和証券投資信託委託会長
1997.6.30~98.6.30	山下 剛正	大和証券投資信託委託社長
1998.6.30~99.6.30	外村 仁	野村アセット・マネジメント投信会長
1999.6.30~2000.6.30	〃	〃
2000.6.30~2001.6.29	城所 孝至	日興アセットマネジメント会長
2001.6.29~2003.6.30	越田 弘志	大和証券投資信託委託会長
2003.6.30~2006.6.30	安藤 俊夫	野村アセット・マネジメント執行役社長
2006.6.30~	樋口 三千人	大和証券投資信託委託社長

V. 会員一覧(2008年3月31日現在)

投資信託会社名
あ行
アイエヌジー投信
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問
朝日ライフ アセットマネジメント
アライアンス・バーンスタイン
ありがとう投信
インベスコ投信投資顧問
エイアイジー投信投資顧問
HSBC 投信
SBI アセットマネジメント
エムエフエス・インベストメント・マネジメント
MU 投資顧問
か行
かいたく投信
ガートモア・アセットマネジメント
キャピタル・インターナショナル
クレディ・アグリコル アセットマネジメント
クレディ・スイス投信
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント
国際投信投資顧問
さ行
さわかみ投信
JP モルガン・アセット・マネジメント
シュローダー証券投信投資顧問
しんきんアセットマネジメント投信
新光投信
新生インベストメント・マネジメント
シンプレクス・アセット・マネジメント
ステート・ストリート投信投資顧問
スパークス・アセット・マネジメント
住信アセットマネジメント
セゾン投信

ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント
損保ジャパン・アセットマネジメント
た行
DIAM アセットマネジメント
大和証券投資信託委託
大和住銀投信投資顧問
中央三井アセットマネジメント
T&D アセットマネジメント
ドイチェ・アセット・マネジメント
東京海上アセットマネジメント投信
都市再生ファンド運用
トヨタアセットマネジメント
な行
浪花おふくろ投信
21世紀アセットマネジメント
日興アセットマネジメント
ニッセイアセットマネジメント
日本コムジェスト
日本投信委託
農林中金全共連アセットマネジメント
野村アセットマネジメント
は行
パークレイズ・グローバル・インベスターズ
ビー・エヌ・ピー・バリバ アセットマネジメント
BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン
ビーシーイー・アセット・マネジメント
ビクテ投信投資顧問
日立投資顧問
ビムコジャパンリミテッド
ヒューミント投資顧問
ファンドクリエーション投信投資顧問
ファンネックス・アセット・マネジメント
フィスコアセットマネジメント
フィデリティ投信
フォルティス・アセットマネジメント

ブラザアセットマネジメント
ブラックロック・ジャパン
フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ
ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン
ベアリング投信投資顧問
ベイビュー・アセット・マネジメント
ま行
みずほ投信投資顧問
三井住友アセットマネジメント
三菱 UFJ 投信
三菱 UFJ 信託銀行
明治ドレスナー・アセットマネジメント
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信
や行
ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ
安田投信投資顧問
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント
ユナイテッド投信投資顧問
ら行
楽知ん投信
楽天投信
ラッセル・インベストメント
リクソー投信
レオス・キャピタルワークス
レグ・メイソン・アセット・マネジメント
ろうきんアセットマネジメント

投資信託会社名(不動産投資法人運用会社)
あ行
アルファリート・アドバイザーズ
エイブル・インベストメント・アドバイザーズ
エコロジー・アセットマネジメント
AD インベストメント・マネジメント
MID リートマネジメント

エム・エス・リアルエステート・アドバイザーズ
エルシービー・リート・アドバイザーズ
オリックス・アセットマネジメント
か行
カナル投信
クリード・リート・アドバイザーズ
グロースリート・アドバイザーズ
グローバル・アライアンス・リアルティ
ケネディクス・リート・マネジメント
さ行
シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント
ジャパンエクセレントアセットマネジメント
ジャパン・シングルレジテンス・アセットマネジメント
ジャパン・ホテル・アンド・リゾート
ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ
ジャパン・リート・アドバイザーズ
ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント
ジョイント・キャピタル・パートナーズ
シンプレクス・リート・パートナーズ
スターツアセットマネジメント投信
スター・ホテル・リート・マネジメント
た行
大和ハウス・リート・マネジメント
ダヴィンチ・セレクト
デュプレックス・アセット・マネジメント
東急リアル・エステート・インベスト・マネジメント
東京リアルティ・インベストメント・マネジメント
トーセイ・リート・アドバイザーズ
トップリート・アセットマネジメント
な行
日本ビルファンドマネジメント
野村不動産投信
は行
バシフィック・インベストメント・アドバイザーズ
バシフィック・コマーシャル・インベストメント

阪急リート投信
ファンドクリエーション不動産投信
福岡リアルティ
プレミア・リート・アドバイザーズ
プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ
ま行
三井物産ロジスティクス・パートナーズ
三井不動産アコモデーションファンドマネジメント
三井不動産フロンティアリートマネジメント
三菱商事・ユービーエス・リアルティ
森トラスト・アセットマネジメント
森ビル・インベストメントマネジメント
モリモト・アセットマネジメント
ら行
ラサール インベストメント アドバイザーズ
リプラス・リート・マネジメント

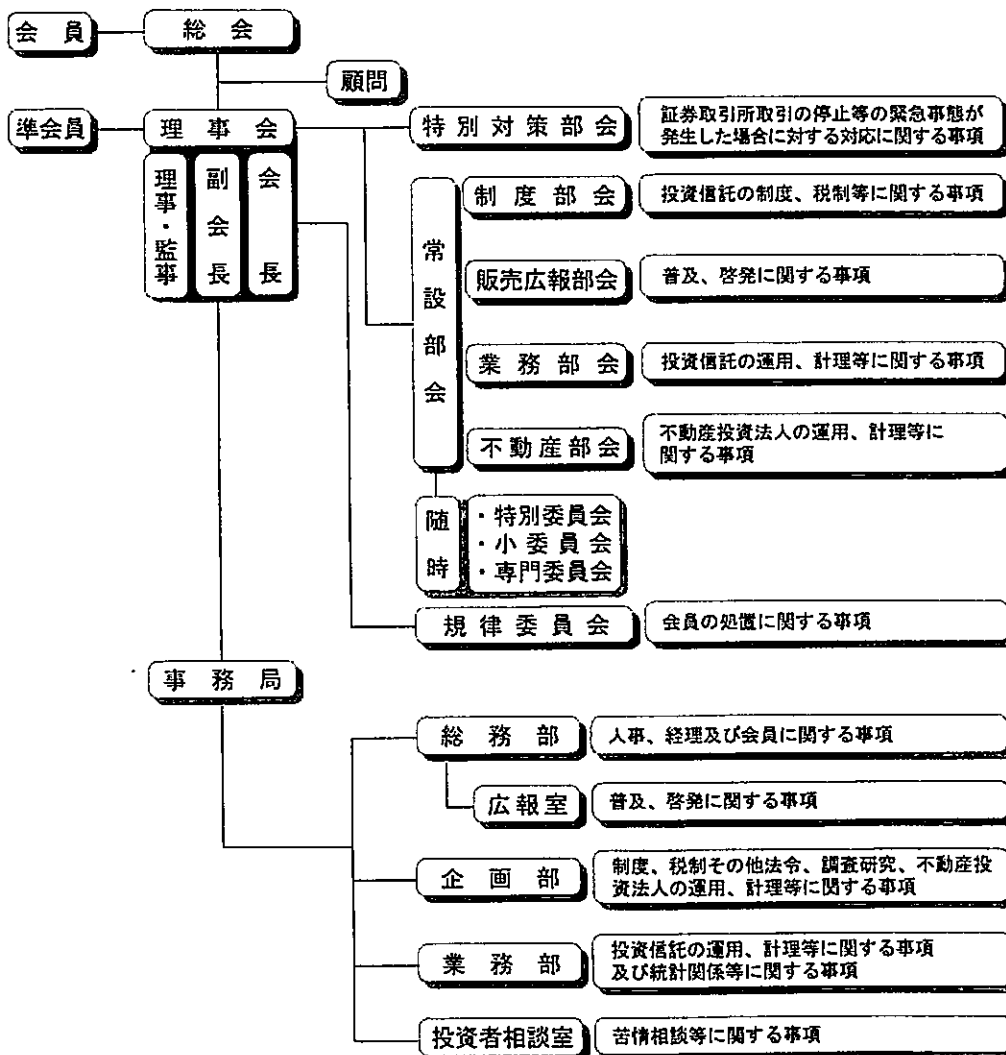
証券会社名
SMBC フレンド証券
岡三証券
コスモ証券
新光証券
大和証券
東海東京証券
東洋証券
日興コーディアル証券
野村証券
みずほインベスターズ証券
三菱 UFJ 証券

VI. 投資信託協会の状況

■協会の規模

基金 19億6,290万円(2007年3月末)
 資産総額 22億1,658万円()
 予算額 8億6,312万円(2007年度)
 職員数 29名(2008年3月末)
 代表者 会長 樋口 三千人

■協会の組織図





投信協會